

EU司法裁判所民事手続規則関係 判例概観（2018年）¹

法科大学院教授 野村 秀敏

EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観（2016年）……専修法学論集137号
EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観（2017年）……専修法学論集136号

I ブリュッセルIa規則

1 ブリュッセルIa規則の適用範囲

第1条① 本規則は、裁判権の種類にかかわらず、民事及び商事事件において適用される。本規則は、特に租税及び関税事件並びに行政法上の事件又は主権の行使の枠内における作為若しくは不作為に関する国家の責任（主権的行為）には適用されない。

② 省 略

(1) 国債の履行または損害賠償を求める訴えとブリュッセルIa規則（EU司法裁判所2018年11月15日判決—Kuhn, Case C-308/17, ECLI:EU:C:2018:911²）

【判 旨】

ブリュッセルIa規則1条1号は以下のように解釈される。ある加盟国によって発行された国債を取得した自然人が当該加盟国に対して追行する、基本手続にお

1 本稿で取り上げるEU司法裁判所の民事手続規則関係の判例のほか、同裁判所のブリュッセルIIa規則に関する判例、民商事分野におけるEUの立法作業の現状、EUの立法に対応するためのドイツの国内立法、EUの抵触法に関するEU司法裁判所の判例、ハーグ国際私法会議の動向を2018年に関して広く概観する論文として、Mansel/Thorn/Wagner, *Europäisches Kollisionsrecht* 2018: *Endspurt!*, *IPRax* 2019, 85.

2 本判決の判例研究として、Vogel, *EWiR* 2019, 95; Kerberger, *EuZW* 2019, 90; Arnold, *IPRax* 2019, 385.

るそのような訴訟は——その際、その訴えは、当該国債の所持者の過半数をして、少数者に当該転換を強制することを可能ならしめる構造変更条項を導入して、国債の条件を一方的かつ遡及的に変更した、国家立法者が異常な状況の下に制定・公布した法律によって、当初の国債に強いられたより低い価値しか有しない国債と、当初の国債との転換に向けられている——、当該規則の意味における「民事及び商事事件」の概念の下には入らない。

【事実の概要】

ウィーン（オーストリア）に居住するK氏は、2011年以前のある時、オーストリアに所在する銀行から額面3万5000ユーロのギリシア国債を取得した。法律4050/2012によって、ギリシアはK氏の取得した国債を転換し、より名目額の低い新たな国債でもって置き換えた。K氏は転換された国債を約7800ユーロで売却し、その結果、当初の名目額との比較で、利息を含めて約2万8600ユーロの損害を被った。そこで、K氏は、ウィーン民事地裁に、ギリシアを相手取って、問題の国債の当初の発行条件に沿った履行か、その不履行による損害賠償かを求めて訴えを提起した。第1審は、オーストリア裁判所の国際管轄を否定して訴えを却下したのに対し、第2審は、ブリュッセルIa規則7条1号によって義務履行地としての管轄を認めた。特別抗告審であるオーストリア最高裁は、7条1号によるオーストリア裁判所の国際管轄を問題として、その問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本件事案は、2009年以降のギリシア経済危機の一環として生じたギリシア国債の債務不履行に関わる事件の1つであり、オーストリアの国内裁判所はその国際裁判管轄の有無を問題としたが、EU司法裁判所は、その点には触れず、そもそも基本事件はブリュッセルIa規則の対象となる「民商事事件」ではないとした。

本判決はまず、当初の国債を名目額のより低い新国債に転換した法律による措置の遡及的導入は、ギリシアをして、その変更に参加しなかった者も含めて、すべての国債所持者に対し、その国債の金融上の条件の本質的な変更を強制することを可能ならしめるものであったことを指摘する（本判決理由第39節）。さらに、当該措置の遡及的導入やそこから帰結する国債の金融上の条件の変更に初めて頼ることとなったのは、重大な金融危機という異常な事件の流れと異常な事情の下であったことも指摘する。また、とりわけ、ギリシアの支払のデフォルトを阻止しユーロ通貨圏の金融の安定性を確保するために、ギリシアの国家債務の構造を変革し、その変革プランの失敗のおそれを排除する、国家間の支援システムの枠内に存在する必

要性に、それらの措置が遡るものであることを強調する（本判決理由第40節）。

そして、本判決は、したがって、当該条件と、当初の国債の条件を一方的かつ遡及的に変更した法律が制定・公布された際の事情、および、この法律によって追及された目標が公一般の利益にあることに鑑みれば、基本事件は公権力の行使に遡るものであり、この公権力を行使してのギリシア国家の行為の結果であるということを確認できると帰結するのである（本判決理由第42節）。

もっとも、EU司法裁判所は、同種事案（Judgment of 11 June 2015, *Fahnenbrock and others*, C-226/13, C-245/13, C-247/13 and C-578/13 EU:C:2015:383, paras. 33 et seq.）において、それは、同じく民商事事件に適用になるとされているEU送達規則の適用対象となるとしているが、この判例との関係には触れていない。

2 裁判管轄

第7条 加盟国の領域内に住所を有する者は、以下のときは、それぞれ当該箇所に定める他の加盟国の裁判所において訴えられうる。

1. a) 契約又は契約に起因する請求が手続の対象となっているときは、義務が履行された又は履行されるべき地の裁判所
- b) 本規則の意味において——かつ、別段の合意のない限りにおいて——義務の履行地とは、以下の地をいう。
 - 動産の売買については、それが契約に従って引き渡された又は引き渡されるべきであった加盟国の地
 - 役務の提供については、それが契約に従って行われた又は行われなければならなかったであろう加盟国の地
- c) bが適用されないときは、aが適用になる。
2. 不法行為若しくは不法行為に等しい行為、又はそのような行為に起因する請求が手続の対象であるときは、損害をもたらす出来事が発生した又は発生するおそれのある地の裁判所
- 3・4. 省 略
5. 支店、代理店又はその他の営業所の業務に起因する紛争が問題となっているときは、これらが所在する地の裁判所
- 6・7. 省 略

- (2) 別々の航空会社の便を乗り継ぐ国際旅客航空運送とAPR規則による補償請求権主張のための国際裁判管轄 (EU司法裁判所2018年3月7日判決—flightright, Cases C-274/16, C-447-16 and C-448-16, ECLI:EU:C:2018:160³)

【判 旨】

①ブリュッセルI規則5条1号b第1段落は以下のように解釈される。それは、基本手続の被告のように、第三国に住所（本拠）を有する被告には適用にならない。

②ブリュッセルI規則5条1号aは以下のように解釈される。この規定の意味における「契約に起因する請求」の概念は、航空旅客がAPR規則に基づいて提起した、複数の路線を乗り継ぐ航空機による旅行で大幅な遅延があったために補償金を請求する、当該航空旅客の契約の相手方ではない実施航空会社⁴に向けられている訴えを含む。

③ブリュッセルI規則5条1号b第2段落は以下のように解釈される。2つの路線を乗り継ぐ航空機による旅行の場合、双方の部分的な路線の旅客運送が別々の航空会社によって実施され、2つの路線を乗り継ぐ航空機による当該旅行で大幅な遅延があったために補償金を請求するAPR規則による訴えが、当該航空旅客の契約の相手方ではない航空会社によって実施された最初の飛行の過程で発生した不都合に基礎を置くものであるときには、この規定の意味における「履行地」とは第2の路線の到達地である。

【事実の概要】

(C-274/16事件) 2人の航空旅客が、航空会社AB社の下で、各々1つの予約番号によって、イビザ（スペインのバレアス諸島の島）から、パルマ・デ・マヨルカ（同じくスペインのバレアス諸島の島）を経由してデュッセルドルフ（ドイツ）までの2つのフライトから構成される航空機による旅行を予約した。このうちのAN社によって実施された前半部分のフライトは、2015年7月25日18時40分イビザ発、同日19時20分パルマ・デ・マヨルカ着の予定であり、AB社によって実施された後半部分のフライトは、2015年7月25日20時05分発、同日22時25分デュッセルドルフ着の

3 本判決の判例研究として、Schröder, jurisPR-IWR 2/2018 Anm.2; Lobach, IPRax 2019, 391. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則5条1号は、現在、ブリュッセルI a規則7条1号となっているが、それらの間に文言の変更はない。

4 APR規則2条bによると、実施航空会社とは、航空旅客との契約の枠内において、または、当該航空旅客と契約関係にある別の者（法人であれ、自然人であれ）の名で、フライトを実施し、またはその実施を意図する航空会社を意味する。

予定であった。ところが、前半のフライトに遅延が発生して乗継便に乗り遅れたために、航空旅客は2015年7月26日11時32分にAB社の別の便でデュッセルドルフに到着した。当該航空旅客から遅延による補償請求権の譲渡を受けたfr社は、実施航空会社であるAN社に対して、デュッセルドルフ区裁判所にAPR規則による補償金請求の訴えを提起した。同区裁は、ブリュッセルIa規則7条1号aによるドイツ裁判所の国際裁判管轄の有無を問題とし、その問題をEU司法裁判所に付託した。

(C-447/16事件) B氏は、EU外に本拠を有し、ベルリン(ドイツ)には従たる営業所も有しないHA社と、単一の予約によって、ベルリンから、ブリュッセル(ベルギー)で乗り継ぎ、北京(中国)までの航空運送契約を締結した。出発日にB氏はベルリンの空港で双方の路線の搭乗手続をすませ、双方についてのボーディングカードを受け取った。前半のフライトは、予定どおり、ベルギーの航空会社BA社によって実施され、2013年8月7日8時00分にブリュッセルに到着した。HA社によって実施され、2013年8月7日13時40分ブリュッセル発のはずであった後半のフライトには、B氏は搭乗できなかった。B氏の主張によれば、B氏は根拠なく、B氏的意思に反して、空港で搭乗を拒否されたのである。そこで、B氏は、ベルリンに戻り、ベルリンから北京への直行便を予約し直して、2013年8月8日に北京に到着した。B氏は、HA社に対して、ベルリン-ウェッディング区裁に補償金請求の訴えを提起した。第1審、第2審はドイツ裁判所の国際裁判管轄を否定して訴えを却下したが、上告審であるドイツ連邦通常裁判所は、ブリュッセルI規則5条1号b第2段落によって国際裁判管轄が認められると考えて、その点に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

(C-448/16事件) B家族は、航空会社Ib社の下で、マドリード(スペイン)経由、メリリャ(スペイン)発、フランクフルト・アム・マイン(ドイツ)行きの2つのフライトから構成される航空機による旅行の予約をした。その前半のフライトはAN社によって、後半はIb社によって実施されることになっていたが、その間の乗換時間はわずかしかなかった。ところが、前半のフライトが20分遅延したために、B家族は乗継便に乗り遅れ、最終目的地に4時間遅れで到着した。フランクフルト区裁は、AN社に対するB家族の補償金請求の訴えを認容したが、第2審はドイツの国際裁判管轄を否定した。ドイツ連邦通常裁判所は、ブリュッセルI規則5条1号によって国際裁判管轄が認められると考えて、その点に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

EU司法裁判所長官は3つの事件を併合した。

【解説】

EUにおいては、航空便の搭乗拒否や長時間の遅延などによって旅客が損害を被った場合に、当該旅客が補償を受ける権利を規律したAPR規則 (Regulation (EC) No 261/2004 of the European Parliament and of the Council of 11 February 2004 establishing common rules on compensation and assistance to passengers in the event of denied boarding and of cancellation or long delay of flights, and repealing Regulation (EEC) No 295/91 (Text with EEA relevance) - Commission Statement, OJ L 46, 17.2.2004, p. 1-8⁵) が定められている。本判決は、別々の航空会社の便を乗り継ぐ国際旅客航空運送において不都合が発生したために、旅客が提起した同規則による補償金請求の訴えに関して、提訴を受けた裁判所のためにブリュッセルI規則ないしブリュッセルIa規則による契約上の義務の履行地の特別管轄が主張された事案において、その適用上の問題点の幾つかについて判示したものである。

本判決はまず、被告がEU域内に住所を有しない点が問題になった (C-447/16事件) を取り上げる。すなわち、当該事案では、HA社は中国に本拠を有し、ベルリンにもその他のEU加盟国の都市にも従たる営業所を有しなかった。そこで、本判決は、そのような場合には各加盟国の裁判所の管轄はそれ自身の法により定まるとするブリュッセルI規則4条1項が適用になるとし、他方で、国内法の規定は、EU法によって与えられた権利の行使を實際上不可能にしたり、過剰に困難にしてはならないとする実効性の原則を指示して (本判決理由第53節・第54節)、判旨第1点の結論を導く。

本判決は次に、(C-448/16事件) を取り上げる。そこでは、ブリュッセルI規則5条1号の「契約に起因する請求」の意義が問題となっていたが、その問題は、事実関係のパターンをほとんど共通にする (C-274/16事件) においても問われるべきことであった。この点に関連し、本判決はまず、先例 (Judgment of 28 January 2015, Kolassa, C-375/13, EU:C:2015:37, para. 39⁶) を引用しつつ、契約上の義務の履行地の特別管轄の適用は、当事者の一方が他方に対して任意に引き受けた法的な義務が存在し、訴えがそれに基づいていることを前提としていることを確認する (本判決理由第60節)。また、別の先例 (Judgment of 15 June 2017, Karada, C-249, EU:C:2017:472,

5 この規則については、墳崎正俊「EUにおける『旅客の権利』(passenger's right) と日本への含意」運輸政策研究14巻4号30頁以下 (2012年) 参照。

6 この判決の詳細については、野村秀敏「無記名債券の発行者に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」国際商事法務43巻10号1574頁以下 (2015年) 参照。

paras. 31 and 33⁷⁾ を引用しつつ、その特別管轄は当該の訴えに基づいているのであって、当事者の同一性に基づいているわけではないことも確認する（本判決理由第61節）。そして、APR規則が、航空旅客と契約関係にない実施航空会社が当該規則の枠内の義務を履行する場合、それは、当該航空旅客と契約関係にある者の名において行動するということが出発点とされる、との定めを置いていることを指摘する（本判決理由第62節）。したがって、この航空会社は、それが当該航空旅客の相手方に対して任意に引き受けた義務を履行しているということを出発点としうるとした上で、この義務は、当該航空運送契約にその起源を見出すのであるとして（本判決理由第63節）、判旨第2点を帰結する。

最後に、本判決は、(C-274/16事件)と(C-448/16事件)で明示的に問題になっていた、履行地はどこかの問題と取り組んでいる。その際まず、先例(Judgments of 9 July 2009, Rehder, C-204/08, EU:C:2009:438, paras. 35 to 38⁸⁾, and of 11 March 2010, Wood Floor Solutions Andreas Domberger, C-19/09, EU:C:2010:137, para. 33⁹⁾)を引用しつつ、役務の提供が異なった加盟国の複数の地で行われるときは、原則として、義務履行地は、契約と管轄裁判所との間に最も密接な結び付きがある地であろうが、これは、一般的には、主要な給付がなされる地であろうということを確認する（本判決理由第67節）。また、同一の先例(Judgment of 9 July 2009, Rehder, C-204/08, EU:C:2009:438, paras. 43 and 47)中で、契約の相手方の航空会社が実施する直行便の場合に関して、航空機の出発地も到着地も履行地と見られ、その結果、原告は双方の地の裁判所のいずれでも選択して訴えを提起しうるとされている旨を指摘する（本判決理由第68節）。そして、そこで言われていた履行地の概念は、予約された航空機による旅行が2つの路線から構成され、当該の路線部分の実施航空会社が契約の相手方ではない場合についても当てはまるとする（本判決理由第69節）。加えて、ブリュッセルI規則5条（ブリュッセルIa規則7条）1号b第2段落は、契約上の役務提供地の裁判所の管轄を定めているが、全行程についての単一の予約を特徴とする航空運送は、顧客を出発地から到着地まで運送する航空会社の義務を基礎付け

7 この判決については、野村秀敏「EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観（2017年）」専修法学論集136号211頁以下（2019年）参照。

8 この判決の詳細については、野村秀敏「国際航空運送と義務履行地の裁判籍」野村秀敏＝安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究I』166頁以下（信山社・2013年）参照。

9 この判決の詳細については、野村秀敏「代理商契約と義務履行地の裁判籍」野村＝安達編著・前掲注（8）185頁以下参照。

る旨（本判決理由第70節・第71節），実施航空会社が契約の相手方ではなく，最初の一部の路線のサービスだけを提供するという事情は，当該運送契約が顧客の最終目的地までの運送を含んでいる以上，この結論を疑問とさせることはない旨（本判決理由第72節）を付言して，判旨第3点のように判示する。

(3) 債権者取消訴訟と契約上の義務履行地の特別管轄（EU司法裁判所2018年10月8日判決—Feniks, Case C-337/17, ECLI:EU:C:2018:805¹⁰）

【判 旨】

契約に基づく債権の権利者が，基本手続において問題となっているような状況において，その債務者が法的財貨を第三者に譲渡した，当該権利者の請求権を害するとされる行為を，その権利者との関係で無効と宣言することを申し立てる債権者取消訴訟は，ブリュッセルIa規則7条1号aで規定された国際管轄の下に入る。

【事実の概要】

ポーランドに本拠を有するC社は，同じくポーランドに本拠のあるF社と，元請負人としてグダニスク（ポーランド）における不動産投資計画の枠内において建築請負契約を締結し，さらに，この契約を実行するために，下請負人と何件かの下請負契約を結んだ。ところが，C社が下請負人の一部に対する義務を履行しなかったため，F社は，ポーランド民法の規定によって，連帯債務者として，これらの下請負人に対する支払義務を負い，そうして，C社に対する約140万ズウォティ（約34万ユーロ）の債権者となった。

2012年1月30日と31日にシチュチン（ポーランド）で締結された契約によって，C社は，ラコルラ（スペイン）に本拠を有するA社にシチュチンに所在する不動産を約608万ズウォティ（約146万ユーロ）で売却し，その代金債権の一部はA社に対する旧債務と相殺することによって受け取ったが，A社は，なお，約109万ズウォティ（約26万ユーロ）の代金債務を負っていた。F社の主張によると，C社の業務執行者は，1月30日の売買契約締結時において，A社の唯一の役員会メンバーであり，ラコルラに本拠のあるHG社の代表者でもあった。

C社は無資力であったため，F社は，2016年7月11日，シチュチン地区裁判所に，A社を相手取って，A社がそれに対する請求権を無視して締結したとの理由によって，上記売買契約がF社との関係で無効であると宣言させるための訴えを提起した。

10 本判決の判例研究として，Mankowski, EWIR 2018, 701; Fuchs, NZI 2019, 136.

この訴訟において、ポーランド裁判所の国際管轄の有無が問題となったので、シチェン地区裁判所は、その問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本件の基本手続においては、国際管轄はブリュッセルIa規則7条1号aによるか、4条1項（被告住所地の裁判所の原則管轄）によるかが問題となっている。前者であればポーランドの裁判所に管轄が認められうるのに対し、後者であれば、スペインの裁判所だけが管轄裁判所となるからである。本判決は、ポーランドの裁判所の管轄を認めた。

本判決はまず、C社には倒産手続は開始されておらず、本件訴えはC社の資産の増殖のためではなく、F社自身の利益のために提起されたものであるため、その管轄の問題はEU倒産手続規則ではなく、ブリュッセルIa規則によって規律されることを確認している（本判決理由第32節・第33節）。

次いで本判決は、4条1項の例外の1つである7条1号は厳格に解釈されるべきこと（本判決理由第37節）と、契約は任意に引き受けられた義務を前提としていること（本判決理由第39節）を確認した後、債権者取消訴訟の基礎は、債権、つまり債権者のその債務者に対する人的な権利にあり、債務者の財産に対する債権者の擱取の保護に資することを指摘する（本判決理由第40節）。そして、その債務者の財産を擱取するF社の権利も、債務者と第三者との間で締結された売買契約の無効の宣言を求める訴えも、C社が上記の建築請負契約の締結でもってF社に対して任意に引き受けた義務に基礎を置いているとする（本判決理由第42節）。すなわち、この訴えでもって、債権者は、債務者による第三者への資産の譲渡が、契約の拘束的効力から生じ、その債務者が任意に引き受けた義務に対応する債権者の請求権を害することを確認させたいのである。この訴えは、したがって本質的に、債務者が債権者との関係で引き受けた義務の不遵守に基づいていると言える（本判決理由第43節）。そして、本判決は、これらのことから、債権者取消訴訟は、契約の締結でもって引き受けられた義務から発生した債権に基づいて提起される場合は、本判決理由第39節の意味における「契約に起因する請求」の下に入るということになる（本判決理由第44節）。本件の債権者の訴えの目的は、建築請負契約に起因する義務の履行についてのその利益の確保にあるから、義務履行地はその給付がなされた地、すなわちポーランドである（本判決理由第46節）。

(4) 複数の手段による運送契約と義務履行地の特別管轄 (EU司法裁判所2018年7月11日判決—Zurich Insurance and Metro Minerals, Case C-88/17, ECLI:EU:C:2018:558¹¹⁾)

【判 旨】

ブリュッセルI規則5条1号bは以下のように解釈される。運送が中断することがあり、かつ、中断しない各部分に関しては様々な運送手段が利用される、基本手続において争いとなっているような契約の枠内においては、貨物の発送地も配達地も、この規定の意味における運送という役務提供を行う地である。

【事実の概要】

発送者M社は、運送人A社と、キャタピラ付碎石機をポリ (フィンランド) からシェフィールド (イギリス) まで運ぶ旨の運送契約を締結した。当該碎石機は、まず陸路をトラックでポリからラウマ (フィンランド) まで運ばれ、そこで、トラックから降ろされた後、自走して船に積載された。そして、ハル (イギリス) 港まで船で運ばれた後、自走して船から降り、またトラックに積載された。ところが、当該碎石機は、ハルから陸路で運び出された後、シェフィールドで受取人の許に到着する前行方不明となってしまった。

Z保険会社は当該碎石機の保険金を支払った後、M社とともに、サタランカ (フィンランド) 第1審裁判所に、A社に対する損害賠償請求の訴えを提起した。第1審は請求を認容したが、第2審はブリュッセルI規則5条1号b第2段落によるフィンランドの裁判所の国際管轄を否定した。フィンランド最高裁は、この規定の履行地の概念の解釈に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本判決は、複数の手段をもって順次に運送が行われる (途中で運送が中断して、その客体が自走することもある) 場合の運送契約に関して、ブリュッセルI規則5条1号b第2段落の役務提供義務の履行地の意義を明らかにした判例である。

本判決はまず、貨物の運送の場合、発送地が当該契約から生ずる役務の提供と密接な結び付きを示すとする。すなわち、貨物の運送では、運送人は、発送地で、貨物の受領、その適切な方法での積載、その保護のための措置一般といった、合意された役務提供の重要な部分を実行する旨を指摘する。そして、貨物をトラックの荷

11 本判決の判例研究として、Hartenstein, TranspR 2018, 440; Mankowski, TranspR 2018, 474; Schlosser, IPRax 2019, 23. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則5条1号b第2段落は、現在、ブリュッセルI a規則7条1号b第2段落となっているが、それらの間に文言の変更はない。

台などにしっかりと固定する義務のような、発送地での契約上の義務を適切に履行していないと、運送の目的地で契約上の義務を適切に履行しえないこととなりうると述べる。したがって、そこでは、運送契約と管轄裁判所との間に密接な結び付きが存在する、ブリュッセルI規則5条1号b第2段落の意味における役務提供を行う地とは、貨物の配達地だけでなく、その発送地も指すのであると結論する（本判決理由第20節～第23節）。

- (5) 別々の加盟国の企業間の第三国での独占販売契約と契約上の義務履行地の特別管轄（EU司法裁判所2018年3月8日判決—Saey Home & Garden, Case C-64/17, ECLI:EU:C:2018:173¹²⁾

【判 旨】

ブリュッセルIa規則7条1号は以下のように解釈される。2つの別々の加盟国に本拠があり、そこで事業活動を行っている2つの会社の間での販売契約の告知を理由とする損害賠償請求訴訟についてこの規定によって管轄する裁判所は、その領域内にこれらの会社のいずれかが支店やその他の営業所を有しない第三国の国内市場における商品の販売について、契約の規定、または、そのような規定がないときは、その実際の履行から出て来る主たる給付がそこで実行される加盟国の裁判所である。問題の地がこのような基礎に基づいて探求することができないときは、給付を実行する者の住所が目当てとされるべきである。

【事実の概要】

L社は、アヴェイロ（ポルトガル）に本拠を有し、種々の機器・道具の輸出入・卸売業者として活動しており、その商圏はスペインにも及んでいるが、そこには支店も営業所も有しない。他方、S社は、コルトレイク（ベルギー）に本拠を有し、台所用品の製造販売を業としているが、同じく、スペインには支店も営業所も有しない。2013年末か2014年初めに、両者は、販売契約を締結したが、その対象は、スペインにおける売上促進とS社の商品の小売商と最終消費者の下への独占販売であった。この契約の枠内において、L社は、2014年1月から7月まで、S社に商品の注文をし、それをスペインで販売した。2014年7月17日付けのEメールで、S社は、L社に対して、提携関係の打ち切りを決定した旨を通知した。2015年6月15日、L社は、S社を

12 本判決の判例研究として、Mankowski, EWiR 2018, 381; Dostal, EuZW 2018, 944; Salger, ZVertriebsR 2019, 131.

相手取って、アヴェイロ地区裁判所に、契約の打切りによる損害賠償等の支払を求める訴えを提起した。ポルトガル裁判所の管轄の根拠の1つとして、ブリュッセルIa規則7条1号の契約上の義務の義務履行地の特別管轄が問題となったが、第1審裁判所はこれに基づいてその管轄を肯定した。第2審のポルト控訴裁判所はその問題をEU司法裁判所に付託した。

【解説】

本判決は、基本事件のような契約の告知を理由とする損害賠償請求訴訟に関して、ブリュッセルIa規則7条1号b第2段落の意味における役務提供契約に該当するかの判断基準と、それに該当するとした場合のその義務の履行地の決定方法を明らかにしたものである。

第1に、本判決は、本件の契約が役務提供契約であるかを問題とし、「役務提供」の概念は、それをする当事者が対価と引換えに一定の活動を行うことを意味するとした先例（Judgment of 15 June 2017, Karada, C-249/16, EU:C:2017:472 para. 35¹³）を確認する（本判決理由第38節）。そして、活動があるというためには積極的な行為が必要とされ、単なる不作為は排除されるとし、販売契約の場合、独占商人に関しては、それが提供する特徴的な給付に注目すべきであるとする（本判決理由第39節）。他方、対価に関しては、狭い意味での金銭の支払ではそれと認められず、競争上の利益とか、宣伝材料へのアクセスや継続研修によるノウハウの習得といったものは認められるとする。また、管轄の問題との関連で、独占販売契約は「役務提供」契約の概念の下に入るとした先例（Judgment of 19 December 2013, Corman-Collins, C-9/12, EU:C:2013:860, paras. 27, 28 and 41）があることも指摘する（本判決理由第40節・第41節）。

第2に、本判決は、これらの基準に照らして、本件の販売契約が実際に役務提供契約と言いかを判断するのは付託裁判所の役割であるとしつつ、この点が肯定されれば、次にそのような契約の特徴的な義務の履行地、ひいては管轄裁判所の決定方法が問題となるとする（本判決理由第42節）。そして、基本手続の契約は、ベルギーに本拠のある会社とポルトガルに本拠のある別の会社の間の、スペインの市場での商品の独占販売契約であり、両者ともスペインには支店も営業所も有しない旨を確認する。その上で、先例（Judgment of 11 March 2010, Wood Floor Solutions Andreas Domberger, C-19/09, EU:C:2010:137, paras. 33 and 34¹⁴）を引用しつつ、役

13 この判決については、前注（7）掲記文献参照。

務提供契約の特徴的な義務に複数の履行地¹⁵があるときは、契約と管轄裁判所との間に最も密接な結び付きがある地がブリュッセルIa規則7条1号b第2段落の意味における義務履行地と見做されるべきであり、それは一般には主たる給付の実行の地であるとし、判旨のように結論付ける（本判決理由第43節～第45節）。最後に、このような解釈は、管轄の予見可能性と裁判所と事件との場所的近さにも沿うものであると付言する（本判決理由第46節）。

(6) 目論見書責任と結果発生地の国際裁判管轄（EU司法裁判所2018年9月12日判決—Löber, Case C-304/17, ECLI:EU:C:2018:701¹⁶）

【判 旨】

ブリュッセルI規則5条3号は以下のように解釈される。投資者が、自己が投資した投資証券を発行した銀行に対して、当該投資証券の目論見書を原因とする不法行為責任を追及する訴えを提起した、基本手続のような状況においては、この投資者の住所地の裁判所が、以下の場合、この規定の意味における損害をもたらす出来事が発生した地の裁判所として、この訴えについて管轄する。すなわち、金銭的な損失にあると主張された損害が、直接、この裁判所の管轄区域内にある銀行の当該投資者の銀行口座に生じており、この状況の他の特殊な事情が、同様に、当該裁判所へ管轄を割り当てることに寄与する場合である。

【事実の概要】

ロンドン（イギリス）に本拠があり、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に支店を有するB銀行が無記名債券を発行したところ、それを機関投資家が引き受けて、その後、第2次市場で、特にオーストリアにおいて消費者に転売した。ウィーン（オーストリア）に住所を有するL夫人は、グラーツとザルツブルグに本拠のある2つの別々のオーストリアの銀行を介して、この証券に約2万9000ユーロの投資をした。ところが、そこに投資された金銭は雪だるま式詐欺システムに使われてしまい、その投資証券は無価値となってしまった。L夫人は、当該投資証券に関する目論見

14 この判決の詳細については、前注（9）掲記文献参照。

15 ただし、基本事件では、具体的な特徴的な給付の履行地としてはスペインしか問題となっておらず、この点と複数の履行地という本判決との間には齟齬があるようにも見える。

16 本判決の判例研究として、Steinrötter/Bohlsen, jurisPR-IWR 2/2019 Anm.1; Szejcki, EuZW 2018, 1000; Lutz, IPRax 2019, 290. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則5条3号は、現在、ブリュッセルIa規則7条2号となっているが、それらの間に文言の変更はない。

書の記載に欠陥があったと主張して、ウィーン商事裁判所に、B銀行を相手取って、約3万4000ユーロの支払、B銀行の契約上および不法行為上の責任の確認並びに計算を求めて訴えを提起した。L夫人は、ブリュッセルI規則5条3号によってオーストリア裁判所の管轄が認められるべきことを主張したが、第1審、第2審ともそれを否定して訴えを却下した。破毀抗告審であるオーストリア最高裁は、その管轄に関する問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

純粋な財産損害（単なる金銭的な損害）の場合、すなわち、特定の財産目的物に損害が生じたのではなく、第1次的損害が積極財産の総体という意味での財産に生じた場合に、その意味での損害（結果）発生地の裁判所にブリュッセルI規則5条3号の不法行為地の特別管轄が認められるのは例外的場合に限られる。そうでないと、常に、原告管轄が認めれることになってしまうからである。本判決は、この例外的場合に1事例を加えるものである。

本判決はまず、結果発生地としての原告の住所地の裁判所が、特に、損害が直接、当該裁判所の管轄区域内の銀行にある原告の銀行口座に生じた場合には、投資証券の発行者が目論見書責任とそのほかの情報提供義務違反を理由に訴えられる訴訟について管轄するとした先例（Judgment of 28 January 2015, Kolassa, C-375/13, EU:C:2015:37, para. 57¹⁷）があることを指摘する（本判決理由第28節）。次に、ほかに連結点が欠けている場合には、その損害が専ら、直接に原告の銀行口座に発生したものであり、他の加盟国で起きた不法な行動の直接的な結果である金銭的な損失にあるときには、損害が発生した加盟国の地は、不法行為の結果発生地と見ることはできないとの先例（Judgment of 16 June 2016, Universal Music International Holding, C-12/15, EU:C:2016:449, para. 40¹⁸）を指摘する（本判決理由第30節）。そして、その上で、本件では、基本手続の特殊な事情が全体として相まって、オーストリア裁判所に管轄を認めることに寄与するという（本判決理由第31節）。

特殊な事情として指摘されていることは、次のような点である。L夫人はオーストリアに住所を有する。基本事件において問題となっている投資案件のための全ての支払は、オーストリアの銀行口座、すなわち、L夫人の個人的な銀行口座と、特にこの案件の実行に当てられた相殺口座から行われた。さらに、L夫人は、当該投

17 この判決の詳細については、野村・前掲注（6）掲記文献参照。

18 この判決の詳細については、野村秀敏「純粋な財産損害と不法行為地の国際裁判管轄」国際商事法務46巻11号1596頁以下（2018年）参照。

資証券をオーストリアの第2次市場で購入した。彼女は、オーストリアの銀行から入手した目論見書の記載からこの投資証券の内容について知り、この記載内容に基づいて、オーストリアにおいて、彼女の財産に最終的に損失を及ぼすこととなった投資を行う義務を引き受けた（本判決理由第32節・第33節）。加えて、このような事情の下においてオーストリア裁判所に管轄を割り当てることは、管轄の予見可能性や事件と裁判所との近さや秩序的な司法運営というブリュッセルI規則が追及する目標にも適うものであると指摘する（本判決理由第34節）。

(7) 競争違反の行動様式による損害賠償請求訴訟と不法行為地等の特別管轄（EU 司法裁判所2018年7月5日判決—flyLAL-Lithuanian Airlines, Case C-27/17, ECLI:EU:C:2018:533¹⁹）

【判 旨】

①ブリュッセルI規則5条3号は以下のように解釈される。競争違反の行動様式により惹起された損害の賠償を求める訴えの枠内において、「損害をもたらす出来事が発生した地」とは、基本手続において問題となっているような状況においては、特に、売上の減少に起因して収入の喪失が現実化した地、すなわち、被害者がそこでこの減少を被ったと主張する、この行動様式によって侵害された市場の地である。

②ブリュッセルI規則5条3号は以下のように解釈される。競争違反の行動様式により惹起された損害の賠償を求める訴えの枠内において、「損害をもたらす出来事が発生した地」との文言は、それでもって、EU機能条約101条に違反する競争違反の合意の結ばれた地、または、この実行がEU機能条約102条違反であるときに、競争価格が申し出られて適用された地が意図されていると理解されうる。

③ブリュッセルI規則5条5号は以下のように解釈される。市場支配的地位を有する企業の支店が、実際かつ重要な方法で、この濫用の実行に関与していた場合には、「支店の業務に起因する紛争」との文言は、競争価格の適用の形式における市場支配的地位の濫用によって惹起されたとされる損害の賠償を当たるとする訴えを含む。

【事実の概要】

リトアニアの航空会社LAL社は、ビリニユス（リトアニア）空港発着の航空便を運用していたが、2004年に、ラトビアの航空会社AB社は、同一の空港発着の航空

19 本判決の判例研究として、Krüger, EWIR 2018, 637. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則5条3号・5号は、現在、ブリュッセルIa規則7条2号・5号となっているが、それらの間に文言の変更はない。

便の運用を始め、その一部はLAL社のそれと目的地も同一であった。資金上の困難に陥って、LAL社は清算されることとなった。同社によると、AB社は、ビリニュス空港発着の特定の航空便について、リガ（ラトビア）空港での空港サービスについて価格割引を受けることができる競争価格を呈示して、LAL社を市場から排除した。そこで、LAL社は、2008年8月22日、ビリニュス地区裁判所に、AB社とリガ空港を相手取って、被告らの競争違反の行動によって惹起された約5800万ユーロの損害の賠償を求めて訴えを提起した。

他方、ラトビアの競争委員会（公正取引委員会）は、2006年11月22日の裁定によって、リガ空港が2004年11月1日から行っていた、航空機の発着と安全サービスについて80%までの割引を定める割引規定はEU機能条約の競争規定に違反する旨を確認し、空港に以後のその適用を禁止した。AB社は、この規定から利益を得ていた。

2016年1月27日の判決で、ビリニュス地区裁判所は、2008年12月31日のリトアニアの控訴裁判所の判決（保全措置として、被告らの財産の差押えを命じた判決）によってリトアニアの裁判所の国際管轄が認められていることを指摘した上で、LAL社に対する請求を一部認容し、リガ空港に対する請求を棄却した。ビリニュス地区裁判所は、さらに管轄はブリュッセルI規則5条3号と5号に基づいて認められる旨を確認した。この判決に対する控訴を受けた控訴裁判所は、国際管轄に関する問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

ブリュッセルI規則5条3号の不法行為地とは、原因行為地と損害発生地の双方を指し、原告はいずれの地の裁判所にも訴えを提起することができる。本件の基本手続においてリトアニアの裁判所の管轄の根拠として援用されているのは、その「原因行為地」と「損害発生地」であり、さらに、本件事案は「支店の業務に関連する紛争」であり、リトアニアはその支店所在地であるという根拠もあげられている。本判決は、競争制限的な合意によって被った損害の賠償を請求する訴訟に関して、基本事件の事実関係に即して、それぞれの意義を明らかにしている。

本判決はまず、損害発生地を問題とし、その損害は第1次的な損害に限り、結果損害は含まない旨を確認した後、売上の喪失は第1次損害であるか、単なる金銭的な結果損害に過ぎないかを問題とする（本判決理由第32節・第33節）。そして、流通網の対象製品についてウェブサイト上で販売申出をすることによって、ウェブサイトによる販売を禁止していた選択的流通合意違反の事件（Judgment of 16 December

2016, *Concurrence*, C-618/15, EU:C:2016:976²⁰)で、EU司法裁判所は、既に、小売商人の売上量の減少とそれにより失われた利益は、ブリュッセルI規則5条3号の適用に繋がりうる損害であると判示している旨を指摘する(本判決理由第35節)。その上で、同様に、収入の喪失は、EU機能条約の規定に違反する競争違反の行動様式の結果として被った売上の喪失に基づいているときには、ブリュッセルI規則5条3号の目的との関係で、損害発生地「損害」と見ることができると帰結する(本判決理由第36節)(判旨第1点)。

次に、原因行為地に関して、本件の基本事件では、様々な行為が順次行われているので、それがどこかは、何を原因行為と捉えるかによるとする。すなわち、EU機能条約101条(競争阻害行為の禁止)に違反してされた合意を原因行為と捉えるときは、合意が確定的に行われた地(ラトビア)がそれとなる(本判決理由第49節)。それに対し、競争価格の実行がEU機能条約102条(支配的地位の濫用の禁止)に対する別個の違反であると捉えるときは、この競争違反の行動へと至った(競争価格が申し出られて、適用された)地が原因行為地である(本判決理由第51節・第57節)(以上、判旨第2点)。そして、基本手続の基礎となっている出来事が、LAL社を市場から排除するための共同の戦略の一部であり、主張された損害の発生とともに寄与していたならば、この戦略を実行するについて、一連の出来事のうち特に重大であるものの行われた地が原因行為地となる、と付言する(本判決理由第53節)。

最後に、本判決は、本件事案では、紛争がリトアニアのAB社の業務に関するものであるかが問題であるとし、その間に結び付きがあるというためには、不法行為を理由とする訴えの場合、当該支店が実際に自ら、不法行為の構成部分である特定の行為に関わったということではなければならないとした上で(本判決理由第60節・第63節)、判旨第3点のように帰結する。

第8条 加盟国の領域内に住所を有する者は、以下のときも、それぞれ当該箇所に定める他の加盟国の裁判所において訴えられうる。

1. 2. 省 略

3. 本訴自体と同一の契約又は事実関係に基づく反訴が問題であるときは、本訴自体が係属する裁判所

4. 省 略

20 この判決の詳細については、野村秀敏「選択的流通合意違反と不法行為地の国際裁判管轄」

(8) 人格権侵害による損害賠償請求の本訴に対する本訴を理由にする損害賠償請求の反訴の併合管轄 (EU司法裁判所2018年5月31日判決—Nothartová, Case C-306/17, ECLI:EU:C:2018:360)

【判 旨】

ブリュッセルIa規則8条3号は以下のように解釈される。知らないうちに写真とビデオ撮影をされたという原告の人格権侵害に関する裁判について管轄する裁判所に、被告が、特に、本訴の対象であるその精神的創造物の制限に関する不法行為または準不法行為責任を原因とする損害賠償請求の反訴を提起する場合、裁判所が、反訴の審理の過程で、原告がそれ自身の請求を基づかせている行為が適法であるかを判断しなければならないときには、それは非専属的な基礎に基づいて適用される。

【事実の概要】

スロバキア国民であり、スロバキアに住所を有するN夫人は、被告住所地国の原則管轄を定めるブリュッセルIa規則4条1項により、ハンガリー国民であり、ハンガリーに住所を有するB氏を相手取り、タタバーニャ (ハンガリー) の裁判所に、自己の肖像と声に関する権利を侵害された旨の確認を求める訴えを提起した。N夫人は、B氏は、彼女が知らないうちに写真とビデオ撮影をし、それをインターネット、特にユーチューブで拡布したと主張する。これに対し、B氏は、N夫人の本訴の提起によって、B氏の精神的創造物のウェブサイト、ユーチューブ上での拡布を妨害されたなどと主張して、同裁判所に損害賠償請求の反訴を提起した。同裁判所は、ブリュッセルIa規則8条3号に関わる問題点をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

タタバーニャの付託裁判所の見解によると、本件反訴には、ブリュッセルIa規則8条3号で要求されている本訴との事実関係の同一性という要件が欠けていたが、同裁判所は、不法行為地の特別管轄を定める7条2号によれば管轄権を有した。そこで、そのような場合に、同裁判所が8条3号によって反訴について管轄しうるか、そうでないとした場合に、ブリュッセルIa規則のその他の規定に基づいて反訴について管轄しうるかが問題とされた。

本判決はまず、裁判所は、本件の反訴の審理をする過程で、基本手続の原告 (反訴被告) がそれ自身の請求を基づかせている行為が適法か否かを判断しなければな

国際商事法務47巻7号907頁以下 (2019年) 参照。同「EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観 (2016年)」専修法学論集137号 (2019年, 近刊予定) にも(6)事件として、簡単な紹介がある。

らないと指摘する。なぜなら、基本手続の被告（反訴原告）によりその利用が妨害されたと主張されている精神的創造物に関しては、基本手続の原告の考えによれば、自己の肖像権の侵害の基礎にある行為が問題であるからである。したがって、本訴と反訴との間には、ブリュッセルIa規則8条3号によって要求されている関連性が存在することになる（本判決理由第24節・第25節）。他方で、本判決は、8条3号の特別管轄は、4条1号の原則管轄との関係でも、その他の特別管轄との関係でも専属管轄の性格を有するわけではないことを確認する（本判決理由第26節）。そうすると、本訴と反訴の間の関連性の要件が満たされていなくとも、別の規定に基づいて、本訴を管轄する加盟国に反訴として提起されている訴えに関する管轄があるということがありうるが、その場合に、国際管轄があることを確認した裁判所が、どのような要件の下において、同一当事者間の複数の訴えをまとめて審理することができるか、または審理しなければならないかは、原則として、当該加盟国の手続自治の問題であると判示する（本判決理由第28節）。

第11条① 加盟国の領域内に住所を有する保険者は、以下の裁判所に訴えられうる。

a) 省 略

b) 他の加盟国において保険契約者、被保険者又は保険金受取人が訴えを提起するときは、原告が住所を有する地の裁判所、又は

c) 省 略

② 省 略

第13条① 省 略

② 被害者が保険者に直接提起する訴えについては、そのような直接的訴えが適法である限り、第10条、第11条及び第12条が適用される。

③ 省 略

(9) 損害賠償請求権の譲受人による保険者に対する訴えと保険事件の特別管轄 (EU 司法裁判所2018年1月31日判決—Hofsoe, Case C-106/17, ECLI:EU:C:2018:50)

【判 旨】

ブリュッセルIa規則13条2項・11条1項bは以下のように解釈される。その営業活動が特に保険者に対する損害賠償債権の主張にあり、交通事故の被害者と締結された譲渡契約を援用する自然人は、被害者の住所の加盟国の裁判所の面前に、その本拠が他の加盟国にある、この事故の加害者の賠償責任保険者に対する訴えを提起

するために、これらの規定を援用することはできない。

【事実の概要】

2014年7月4日、ポーランドに居住する自然人の自動車が、LVM社に付保されたドイツ国民によってドイツで惹き起こされた交通事故によって毀損された。被害者は代わりの自動車を賃借し、LVM社から支払った賃料の一部の補償を受けたが、全額の補償を受けることはなく、その未払部分の補償請求権をシチェチン（ポーランド）で営業活動をしているH氏に譲渡した。H氏は、契約によって債権譲渡を受け、保険者に対して、被害者が請求しうる損害賠償を自ら主張することを業としている。2015年2月2日、H氏は、シチェチン中央区裁判所に、譲渡を受けた上記事故の補償請求権の支払を求めてLVM社に対する訴えを提起した。被害者が住所を有する地の裁判所として、第1審は、ブリュッセルIa規則13条2項・11条1項bによって自己の管轄を認めたが、第2審のシチェチン地区裁判所は、この結論を疑問とし、管轄の問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

本判決は、ブリュッセルIa規則13条2項・11条1項bを援用しうるのは、交通事故の直接の被害者に限られ、被害者から損害賠償請求権の譲渡を受けた者は含まれない旨を明らかにしたものである。

この結論を導くために、本判決はまず、先例（Judgments of 17 September 2009, Vorarlberger Gebietskrankenkasse, C-347/08, EU:C:2009:561, para. 44, and of 20 July 2017, MMA IARD, C-340/16, EU:C:2017:576, para. 35²¹）によると、上記規定による原告管轄は被保険者の相続人と、交通事故の結果として労務提供者が傷害で働けないでいる間の賃金を継続的に支払った労務受領者に及ぶとされていることを指摘する（本判決理由第38節）。また、それらの先例（Judgment of 17 September 2009, Vorarlberger Gebietskrankenkasse, C-347/08, EU:C:2009:561, paras. 40 and 44）は、弱者保護と、それ自身が弱者である直接の被害者の請求権の譲受人（代位による取得者）は上記規定の管轄の利益を享受しえてしかるべきであるとの考慮を理由にしている旨も指摘する（本判決理由第39節）。そして、特別管轄に関する規定は例外的性質を有し、厳格に解釈されるべきことに鑑みれば、上記規定の保護目的からして、それはこの保護を必要としない者には拡張されるべきではないことになるとする（本判決理由第40節・第41節）。ここから、そのうちのいかなる者も他の営業者

21 この判決については、野村・前掲注（7）224頁以下参照。

との関係で弱者であると見做されえない保険部門の営業者の間の関係においては、特別な保護は正当化されえないということになるのである。H氏は保護に値しない(本判決理由第42節・第43節)。

第17条① 消費者である者が、その者の職業又は事業活動と関係あるものとはみなされえない目的のために締結した契約又はそのような契約に起因する請求が手続の対象であり、かつ、以下のいずれかに該当するときは、第6条、第7条第5号のほか、管轄は本節の規定による。

a) 動産の割賦販売が問題であるとき

b) その種の物の売買のための金融を目的とした、分割返済される消費貸借契約又はその他の信用取引が問題であるとき、又は

c) その他のすべての場合において、他の契約当事者が、消費者が領域内に住所を有する加盟国において職業若しくは事業活動を行い、又は何らかの方法で当該加盟国若しくはその国を含む複数の国に向けてそのような活動を行うときであり、かつ、当該契約がこの活動の範囲内に入るとき

②③ 省略

第18条① 消費者から他の契約の相手方に対する訴えは、その領域内にその契約の相手方が住所を有する加盟国の裁判所、又は契約の相手方の住所にかかわらず、消費者が住所を有する地の裁判所に提起されうる。

②③ 省略

(10) 譲受債権と消費者事件の特別管轄 (EU司法裁判所2018年1月25日判決—Schrems, Case C-498/16, ECLI:EU:C:2018:37²²)

【判 旨】

①ブリュッセルI規則15条は以下のように解釈される。私的にフェイスブックアカウントを利用している者は、本を出版し、講演を行い、ウェブサイトを運営し、寄付金を集め、かつ、それを裁判上主張するために、数多くの消費者の請求権を譲渡させても、この条文の意味における消費者たる資格を失うことはない。

22 本判決の判例研究ないし本判決を契機とする論文として、Schmitt, EuZW 2018, 199; Mankowski, EWiR 2018, 351; Stürner/Wedelstein, JZ 2018, 1083; Paulus, NJW 2018, 987; Krüger/Stüllein, VuR 2018, 216; Meller-Hannich, ZEuR 2019, 202. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則15条・16条は、現在、ブリュッセルIa規則17条・18条となっているが、それらの間にここでの叙述に影響を及ぼすような内容的な変更はない。

②ブリュッセルI規則16条は以下のように解釈される。消費者が、原告管轄で、それ自身の請求権を主張するだけでなく、同一の加盟国に住所を有する他の消費者から、他の加盟国または第三国において譲渡された請求権をも主張する訴えには、同条は適用にならない。

【事実の概要】

S氏は、2008年来、フェイスブックを利用してきたが、当初は、専ら偽名を用いて私的な目的のためにフェイスブックアカウントを用いていた。その後の2011年に、S氏は、インターネットユーザーに、フェイスブック・アイルランドに対する彼の活動、彼の講演、パネルディスカッションへの参加やメディアへの登場について情報提供をし、寄付の呼掛けと彼の著書の宣伝をするために、自ら記録し、書いたフェイスブックページを開設した。また、S氏は、データ保護違反に対する活動との関連で、2冊の著書を出版し、有償の講演を行ったりしたほか、さらに、データ保護を求める基本権の貫徹のための団体を設立し、それを本件手続において主張するために、世界中の2万5000人以上の人からその請求権の譲渡を受けた。

S氏の主張によれば、フェイスブック・アイルランドは、オーストリアのデータ保護法やアイルランドのデータ保護法などに反する多数のデータ保護違反を犯している。そこで、S氏は、フェイスブック・アイルランドを相手取り、ウィーン（オーストリア）民事地裁に、様々な事柄の確認、不作為、情報提供、計算のほか損害賠償の支払や不当利得の返還を求めて訴えを提起した。その際、S氏は、自分自身の請求権を主張するほか、同様に消費者であり、オーストリア、ドイツ、インドに居住する7名がS氏に譲渡したフェイスブック・アイルランドに対する同種の請求権も主張した。

ブリュッセルI規則16条1項によるオーストリア裁判所の管轄権が認められるかが争いとなり、その点に関する第1審と第2審の意見が分かれたので、破毀抗告を受けたオーストリア最高裁は、管轄の問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

ブリュッセルI規則15条1項は消費者事件の定義を定め、16条1項は、消費者事件においては、消費者はその契約の相手方を自己の住所地の裁判所に訴えうる旨を定める。判旨第1点は、当初、問題なく消費者と認めえた者が当初とは異なった一定の事柄に活動の範囲を拡張した場合に、消費者たる資格を喪失するかが問題となった事案において、これを否定したものである。他方、判旨第2点は、自己の権利に関しては消費者と認められる者であっても、自己と同様の立場にある他人の権

利を譲り受けて主張する場合、後者の権利の主張との関係では消費者とは認められない旨を明らかにしたものである。

まず判旨第1点との関連で、本判決は、本件事案では長期の利用が予定されているSNSのサービスが問題となっているから、当該のサービスの利用の継続的な展開が考慮されるべきであるとする（本判決理由第37節）。そして、そのような利用が予定されていることは、そのサービスを利用する原告は、当初それとして（利用）契約を締結したサービスの、その本質が職業上のものではなかった利用方法が、事後的に、本質的に職業上のものであるとの性格を取得していない場合にのみ、消費者資格を援用しうるということを含意しているという（本判決理由第38節）。その上で、消費者概念は企業概念との対比で定義され、当該の者が実際に有する知識や情報とは関係がないから、その者が上記のサービスの領域において取得しうる専門的知識・技能や、そのようなサービスの利用者の権利・利益を代理したときの関わり合いは、その者から15条の意味における消費者資格を失わせることはない結論付ける（本判決理由第39節）。また、そのような（消費者保護のための）活動を排除する消費者概念の解釈は、その個人的なデータの保護を求める権利を含めた、事業者たる相手方に対する消費者の権利の実効的な保護を阻害することにならうと付言する（本判決理由第40節）。

次に判旨第2点との関連で、本判決は、ブリュッセルI規則15条以下の規定は弱者保護を目的としているから、消費者自身が原告（または被告）である場合にのみ適用になり、その者が当該の消費者契約に自ら関わっていなかった場合には適用にならないと指摘する（本判決理由第44節）。そして、債権譲渡は、それだけでは、管轄裁判所の規定に影響を及ぼすことはできず、したがって、ブリュッセルI規則に明示的にあげられている裁判所以外の裁判所の管轄は、1人の原告に複数の請求権を集中することによっては根拠付けられえないとする。すなわち、債権譲渡は、消費者としての譲受人のための新たな特別管轄を根拠付けることはできないのである（本判決理由第48節）。

第22条① 使用者の訴えは、領域内に労働者が住所を有する加盟国の裁判所にのみ提起されうる。

② 本節〔個別労働契約の管轄を定める第2章第5節〕の規定は、本訴自体が本節の規定に従って係属する裁判所に反訴を提起する権利に影響しない。

(11) 労働者の本訴に対するその提起後に子会社から譲り受けた債権による使用者の反訴（EU司法裁判所2018年6月21日判決—Petronas Lubricants Italy, Case C-1/17, ECLI:EU:C:2018:478²³）

【判 旨】

ブリュッセルI規則20条2号は以下のように解釈される。基本手続において問題となっているような事件において、それは、使用者に、労働者が提起した訴え自体が適式に係属する裁判所の面前に、当該訴え自体が提起された後に、使用者と当初の債権者とが契約によって合意した債権譲渡に基づく反訴を提起する権利を与える。

【事実の概要】

G氏は1982年にPLI社に雇用され、1996年に、同社の100%子会社であるPLP社に転籍となって、そこで総支配人の地位を得、さらに1998年には業務執行者となった。2001年にG氏は、それと並行して、PLP社とポーランド法による期限付きの雇用契約を結んだが、その契約は数次の更新によって延長された。最後に更新された契約は2016年4月30日に満了することとなっていたが、数々の職務上の不正行為を理由に、2014年5月28日に、G氏は雇用契約の終了を告知された。そこで、G氏は、同年7月31日、トリノ（イタリア）地区裁判所に、PLI社を相手取って、解雇告知が不当であるか、いずれにせよ違法である旨の宣言と損害賠償の支払を求めて訴えを提起した。これに対し、PLI社は、この訴え提起後の同年12月3日にPLP社から譲渡を受けた、G氏に対する損害賠償請求権を主張して、反訴を提起した。G氏は、ブリュッセルI規則20条2項・6条3号によっては、イタリア裁判所には反訴に関する管轄はないと主張した。第1審は、本訴に関しては一部認容一部請求棄却の判決を下したが、反訴に関しては、G氏はポーランドに住所を有するとの理由で、G氏の主張どおりに訴えを却下した。第2審のトリノ控訴裁判所は、反訴に関する管轄の問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

ブリュッセルI規則20条1項によると、使用者の労働者に対する訴えは、労働者の住所地国の裁判所にのみ提起することができる。しかし、同条2項は、労働者が提起した訴えに対して反訴を提起するときは、6条3号の要件の下に、それが労働

23 本判決の判例研究として、Junker, EuZA 2018, 401; Mankowski, EWiR 2018, 573; Temming/Glatz, ZESAR 2019, 38. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則20条・6条3号は、現在、ブリュッセルIa規則22条・8条3号（(8)事件の前に既出）となっているが、それらの間に文言の変更はない。

者の住所地国の裁判所ではなくとも、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することを認めている。本判決は、その場合、反訴請求たる債権は、本訴提起後に反訴原告が他から契約によって譲り受けたものであっても差支えない旨を明らかにしたものである。

本判決はまず、反訴に関する特別管轄は、当事者が、共通の基礎に基づく相互に有し合うすべての請求を、同一の手續において同一の裁判官の面前で審判させることを可能とすることによって、秩序的な司法運営を図ることを目当てとしている旨を指摘する（本判決理由第29節）。そして、本訴自体と反訴とのそのような共通の基礎は、契約か、基本手續において問題となっているような事実状態かに根拠がありうるという。またその上で、G氏はPLP社の100%親会社であるPLI社と雇用契約を締結し、その後、PLI社がその反訴を基づかせている、PLP社との別個の「並行」雇用契約を締結した旨を指摘する。そこで、G氏が開始した手續が当初の契約に関するものであるとしても、G氏が攻撃対象としているPLI社によるこの契約の告知は、PLI社の提起した反訴と同一の事実関係に基づいているという（本判決理由第30節・第31節）。そして、これらのことを背景とすると、G氏とPLI社との相互の間の請求は、共通の基礎を有しており、その結果、本訴自体が係属する裁判所は反訴の審理についても管轄することになると結論付ける（本判決理由第32節）。最後に、労働者が提起した本訴自体が係属する裁判所は、使用者にとって予め知られていることはないから、使用者が反訴が基礎を置く債権を、この裁判所への提訴に依拠して初めて取得したとの事情は、何ら重要ではないと付言する（本判決理由第33節）。

第24条 当事者の住所にかかわらず、加盟国の以下の裁判所は専属的な管轄権を有する。

1. 省 略
2. 社団若しくは法人の設立の有効、無効若しくは解散、又はそれらの機関の決議の有効性を対象とする手續については、その領域内に法人が本拠を有する加盟国の裁判所
- 3.～5. 省 略

(12) スクィーズ・アウトの補償金の適切性を問う訴訟の会社の組織に関する訴訟としての専属性 (EU司法裁判所2018年3月7日判決—E.ON Czech Holding, Case C-560/16, ECLI:EU:C:2018:167²⁴)

【判 旨】

ブリュッセルI規則22条2号は以下のように解釈される。会社の多数派の株主が、多数派の株主へのその持分の強制的な譲渡の場合に、少数派の株主に対する支払義務を負う補償金の適切性の審査に向けられている。基本事件のような訴えについては、この会社が本拠を有する加盟国の裁判所が専属的な管轄権を有する。

【事実の概要】

2006年12月8日の決議によって、Jp社の株主総会は、同社のすべての株式を多数派株主であるE社に強制的に譲渡すること(スクィーズ・アウト)を決定した。この決議は、E社が譲渡の結果少数派株主に支払義務を負うことになる補償金の額についての定めをしていた。2007年1月26日、D氏ら3名は、チェスケ・ブジョヨヴィツェ(チェコ)地区裁判所に、補償金額の適切性の審査を求めて訴えを提起した。E社は、同社の本拠のあるドイツの裁判所が管轄するとして、管轄違いの抗弁を提出した。第1審、第2審ともチェコ裁判所の管轄を認めたが、E社の憲法抗告を受けたチェコ憲法裁判所は第2審の決定を取り消して、事件を第2審のプラハ(チェコ)高裁に差し戻した。プラハ高裁は、ブリュッセルI規則5条1号aに基づいてチェコ裁判所の管轄を認めたが、E社の上訴を受けたチェコ最高裁は、本件事案にブリュッセルI規則22条2号が適用になるかの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

ブリュッセルI規則22条2号は、会社の株主総会の決議の有効性に関する訴えは会社の本拠の所在地の加盟国の裁判所の専属管轄に属する旨を規定する。本判決は、株主総会決議でスクィーズ・アウトとそのための補償金の金額を決定した場合における、その金額の適切性を問題にする訴えもこの規定の対象になる旨を明らかにしたものである。

本判決はまず、基本手続は株式の強制的譲渡に対する補償金の金額の適切性を問うことに由来し、その審査を求めることを目的としている点を指摘する。そして、そこから、ブリュッセルI規則22条2号との関連では、基本事件のような手続は会

24 本判決の判例研究として、Schmidt, EuZW 2018, 813; Meilicke/Lochner, EWIR 2018, 389。なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則22条2号は、現在、ブリュッセルIa規則24条2号となっているが、それらの間に実質的な文言の変更はない。

社の機関の決議の部分的有効性を対象としており、それ故、当該規定の文言上は、その適用範囲に入るのに適していることになるとする（本判決理由第35節・第36節）。その上で、このような事情の下においては、提訴を受けた裁判所は、決議が補償金の金額の確定に関連している限りで、その有効性の審査をするために、金額が適切かを判断し、場合によっては、この点に関して決議を取り消し、別の金額をもって置き換えなければならないと指摘する（本判決理由第37節）。また本判決は、その上、基本手続への22条2号の適用を認める同条の解釈は、この規定の主たる目標（会社の機関の決議に関する相互に矛盾した判断の回避）と調和し、この目標にとり必要な限度を越えての適用範囲の利用をもたらすことにはならないと付言する（本判決理由第31節・第38節）。この点で、Jp社が本拠を有する加盟国（チェコ）の裁判所と基本事件との結び付きは明らかであるというのである（本判決理由第39節）。

第25条① 当事者が、その住所にかかわらず、加盟国の1又は複数の裁判所が既に発生した紛争又は特定の法律関係から将来発生する紛争について裁判すべき旨を合意したときは、当該加盟国の裁判所が管轄権を有する。ただし、合意が当該加盟国の法によって実体的に無効であるときは、この限りではない。当該加盟国の当該裁判所の管轄は、当事者が別段の合意をしない限り、専属とする。管轄の合意は、以下のいずれかの方式で締結されなければならない。

- a) 書面又は書面による確認を伴った口頭
- b) 当事者間で確立した慣行に従った方式、又は
- c) 国際取引においては、当該当事者が知っていた又は知らなければならなかった商慣習であり、かつ、当該業務分野におけるこの種の契約の当事者であれば一般に知っており、通常遵守するものに沿う方式

②～⑤ 省 略

(13) 約款による管轄の合意と方式の遵守（EU司法裁判所2018年3月8日判決—
Saey Home & Garden, Case C-64/17, ECLI:EU:C:2018:173）

【判 旨】

ブリュッセルIa規則25条1項は以下のように解釈される。契約当事者の一方によって交付された計算書中で言及された普通取引約款に含まれている基本手続におけるような管轄条項は、付託裁判所によってなされるべき審理を別問題として、こ

の規定の要求を満たさない。

【事実の概要】

本件は(5)事件と同一事件であるが、L社とS社との間の独占販売契約は書面にはなっていなかったものの、裁判所によってその存在が認められているという事情があった。そして、ポルトガル裁判所の管轄の根拠としては、管轄の合意も主張されており、それに関わる問題もEU司法裁判所への付託事項に含まれていた。

【解 説】

本判決は、基本事件のようなやり方では、ブリュッセルIa規則25条1項aにより要求された管轄の合意の方式を満たしていない旨も明らかにしている。

この点との関連で、本判決はまず、先例（Judgment of 7 July 2016, Höszig, C-222/15, EU:C:2016:525, para. 39²⁵）によれば、両当事者によって署名された契約書のテキスト自体が明示的に管轄条項を含む普通取引約款を援用している場合には、約款中の管轄条項は適法であるとされている旨を確認する（本判決理由第27節）。ところが、本件では、問題の販売契約は口頭によるものであり、事後的に、書面によって確認されることもなかったし、管轄条項を含む約款は、被告が交付した計算書中で言及されているに過ぎなかった。そこで、本判決は上記のように結論付けつつも（本判決理由第28節・第29節）、ブリュッセルIa規則25条1項b・cは別の方式も認めているから、国内裁判所によって審理されるべき、それらの方式が満たされているか否かの問題が肯定されれば、管轄の合意が有効に成立していることはありうる旨を留保する（本判決理由第31節）。

(14) 管轄の合意と競争違反の損害賠償請求訴訟（EU司裁判所2018年10月24日判決—Apple Sales International u. a., Case C-595/17, ECLI:EU:C:2018:541²⁶）

【判 旨】

①ブリュッセルI規則23条は以下のように解釈される。当事者間で締結された契約中に含まれていた管轄条項の、EU機能条約102条に基づく小売商人の供給者に対

25 この判決については、前注(20)掲記「概観(2016年)」に(10)事件として紹介されている。

26 本判決の判例研究ないし本判決を契機とする論文として、Stammwitz, BB 2018, 3028; Seggewiße, EuZW 2019, 81; Wiegandt, EWIR 2019, 61; Mankowski, JZ 2019, 141; Krüger/Seegers, WuW 2019, 170. なお、本件事案において問題となっているブリュッセルI規則23条は、現在、ブリュッセルIa規則25条となっているが、それらの間にここでの内容に影響を及ぼすような実質的な変更はない。

する損害賠償請求訴訟への適用は、それが、明示的に、競争法違反を理由とする責任と関連した紛争に言及していないとの理由だけによっては、排除されない。

②ブリュッセルI規則23条は以下のように解釈される。EU機能条約102条に基づく小売商人の供給者に対する損害賠償請求訴訟の枠内における管轄条項の適用は、国家またはEU官庁が競争法違反を前もって確定することに依存していない。

【事実の概要】

2002年10月10日に、eB社は、アイルランド法人であるApple IS社と契約し、Apple製品の販売業者の地位を与えられた。この契約は、eB社に専らApple製品を販売する義務を負わせるとともに、「当事者間の本合意とこれに対応する関係(This Agreement and corresponding relationship between the parties)」に関してアイルランド裁判所の管轄を定める管轄条項を含んでいた。2012年4月に、eB社は、Apple IS社らを相手取り、パリ(フランス)商事裁判所に、フランス民法やフランス商法の規定とEU機能条約102条を援用しつつ、不正競争と支配的地位の濫用の禁止違反を理由にした損害賠償請求の訴えを提起した。パリ商事裁判所と控訴審のパリ控訴院は、合意管轄条項の存在を理由に訴えを却下した。これに対し、破毀院は、パリ控訴院は、管轄条項が競争法上の違反行為を理由とする損害賠償請求訴訟に言及していないにもかかわらず、それを適用した点において、EU司法裁判所の先例に違反しているとして、原判決を破棄した。差戻審のヴェルサイユ控訴院は、第1審判決を取り消して、事件をパリ商事裁判所に差し戻す判決をした。Apple IS社らは、この判決に対して破毀院に破毀抗告を提起したところ、破毀院は、上記の管轄条項の適用の要否に関する問題をEU司法裁判所に付託した。

【解説】

EU司法裁判所は、先に、EU機能条約101条(競争阻害行為の禁止)違反を理由とする損害賠償請求訴訟の場合、ブリュッセルI規則23条1項は、当該条項が競争法に対する違反行為を原因とする損害賠償請求訴訟に言及している限りで、供給契約中に含まれた合意管轄条項を考慮することを認めていると判示した(Judgement of 21 May 2015, CDC Hydrogen Peroxide, C-352/13, EU:C:2015:335, para. 72²⁷)。本判決は、この判決の射程がEU機能条約102条(支配的地位の濫用の禁止)違反を理由とする場合には及ばないことを明らかにするとともに、管轄条項の適用の前提条件

27 この判決の詳細については、中西康「EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」法律時報89巻8号113頁以下(2017年)参照。

の1つを明確にしたものである。

本判決はまず、上記先例の解釈は、EU機能条約102条違反の場合には、主張された競争法違反の行動が、その枠内において管轄条項が合意された契約関係と何の関係もない場合にのみ当てはまるとする（本判決理由第27節）。そして、101条違反のカルテルは、原則的に、このカルテルの関係人とカルテルが影響を及ぼす第三者との間の契約上の関係とは直接的な結び付きがないのに対して、102条違反の支配的地位の濫用は、支配的地位を有する企業によって結ばれた契約上の関係中に、かつ、契約条件を通じて明瞭に影響を及ぼすという差異があることを指摘する（本判決理由第28節）。したがって、102条違反を理由とする訴えの場合に管轄条項を考慮することは、当事者にとり何ら不意打ちとはならないのであるとして（本判決理由第29節）、判旨第1点の結論を導く。

次に本判決は、競争法違反が前もって確定されていないということは、管轄条項が、競争法違反によって生じた損害の賠償請求訴訟に適用されるべきかの判断にとって基準となる考慮とは何の関係もない考慮であると指摘する（本判決理由第33節）。ブリュッセルI規則との関連で言えば、既に競争官庁が競争法違反を確定したか否かによる区別は、予見可能性にも合致しない（本判決理由第34節）。また、EU機能条約101条・102条は、個人間において直接的効力を有し、関係人間に、国内裁判所が貫徹しなければならない権利・義務を発生させるものと解されている。したがって、競争法違反によって損害を被ったと感ずる個人の、損害賠償を要求する権利は、競争官庁がそのような違反を前もって確定したことには依存していないから（本判決理由第35節）、判旨第2点のような帰結となるのである。

3 承認と執行

第39条 加盟国において下された裁判であって、当該加盟国において執行することができるものは、他の加盟国において、執行宣言を必要とすることなく執行することができる。

(ブリュッセルI規則第38条① 加盟国において下された裁判であって、当該加盟国において執行することができるものは、他の加盟国において権利者の申立てにより執行宣言を付されたときには、当該他の加盟国において執行することができる。

② 省略)

(15) 国境を越える保全差押えの執行とその執行期間 (EU司法裁判所2018年10月4日判決—Società Immobiliare Al Bosco, Case C-379/17, ECLI:EU:C:2018:806²⁸)

【判 旨】

ブリュッセルI規則38条は以下のように解釈される。他の加盟国において発令され、執行国である加盟国における執行力が与えられた仮差押命令が問題となるとき、同条は、仮差押命令の執行について期間が設けられるとする、基本手続において問題となっているような規定の適用の妨げとはならない。

【事実の概要】

イタリア法の不動産会社であるAB社は、2013年11月19日に、ゴリツィア（イタリア）裁判所から、H氏に対して、動産・不動産と有形資産・無形資産に対する100万ユーロの金額の保全差押えを行う権限を認める処分を取得した。2014年8月22日に、ミュンヘン（ドイツ）地方裁判所は、この保全差押処分について、ブリュッセルI規則に従い、ドイツにおける執行宣言を付した。2015年4月23日、AB社は、H氏のドイツに所在する不動産について、抵当権登記の記入を申し立てたところ、ミュンヘン区裁判所（登記官庁）は、この申立てを却下し、抗告審のミュンヘン高等裁判所もAB社の抗告を棄却した。再抗告審の連邦通常裁判所は、ドイツ民事訴訟法の保全命令の執行期間の規定が基本事件の保全差押えに関して適用になるかの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

ドイツ民事訴訟法929条2項は、保全命令の告知または申立当事者への送達の日から1月に限りその執行が認められる旨の執行期間の規定を置いている。本件事案においては、このような規定が、ブリュッセルI規則によると、執行名義作成国の法によるべき仮差押命令の執行力に関わる規定であるのか、他の加盟国において作成された執行名義の執行に関わる規定であり、執行国のその趣旨の規定が遵守されていなければならないのが問題とされた。イタリア法上も30日以内に執行しないと保全差押えの処分が失効する旨の規定があるが、AB社は前者の見解をとった上で、イタリアで30日以内に差押えがなされていて当該規定が遵守されているから、それ以上、追加的にドイツの規定を遵守する必要はないと主張した。本判決はこの立場を否定し、後者の見解を採用する旨を明らかにしたものである。

本判決は、このような結論を導く前提としてまず、先例（Judgment of 28 April

28 本判決の判例研究として、Staudinger, jurisPR-IWR 6/2018 Anm.1; Wagner, EuZW 2019, 41.

2009, Apostolides, C-420/07, EU:C:2009, 271, para. 69) を引用しつつ、ブリュッセル I 規則は、他の加盟国で作成された執行力ある執行名義の執行宣言の手続を規律しているだけで、執行自体には手を触れておらず、それは執行国の国内法に服するものである旨を指摘する。もっとも、その先例によると、執行国の国内規定の適用は、ブリュッセル I 規則自体がこの領域において明示または黙示に示している原則を無にすることによって、この規則の執行宣言に関する規律の実際上の有効性を害してはならない旨も指摘する（本判決理由第26節）。

その上で、本判決は、ドイツ法の関係規定によると、不動産に対する仮差押えの執行は、登記簿への保全抵当権の記入によって行われ、執行期間は、このようにして行われる仮差押命令の強制的貫徹を制限するだけであって、その効力を制限するものではないことを指摘する（本判決理由第30節）。それ故、保全抵当権の登記簿への記入もこの記入の実行のための期間も、執行国以外の加盟国において発令され、執行国における承認の結果として執行力を付与されることとなった仮差押命令の執行の領域に属するのであり、それらは、ドイツ法において仮差押命令の執行のために設けられた手続的規律であるということになる（本判決理由第31節）。

他方、本判決は、執行の時間的制限は、略式の手続に基づいて下された裁判が長期間、もしかすると事情が変動してしまっているにもかかわらず、執行しうるままであるということ阻止する目的を持っているとする。そして、執行期間の制限は、ドイツ以外の加盟国で発令された裁判が、ドイツで、原則として法律上当然に承認され、執行宣言を付されるから、裁判所の裁判の自由な交通を保証しようとのブリュッセル I 規則の目標は確保されているとする（本判決理由第48節・第49節）。

現在妥当しているブリュッセル I a 規則39条は執行宣言の制度を廃止し、その41条1項2文は、「ある加盟国において下され、宛先加盟国において執行することができる裁判は、宛先加盟国において下された裁判と同一の条件の下で、宛先加盟国において執行される。」と規定している。この規則の下では、本件判旨の趣旨が妥当すべきことは当然のことであろう。ただし、執行国における執行期間の起算点が執行宣言の告知（送達）時ということにはありえなくなったから、それが原裁判の告知（送達）時ということになるのであれば、執行のために債権者に与えられる時間的余裕は極めて短くなってしまい、ブリュッセル I a 規則の実際上の有効性の観点からの問題が生じることになる²⁹。

29 Wagner, a.a.O.(Fn.28), S.42.

II その他の規則

1 EU執行名義規則

第17条〔債務者が債権を争うための手続に関する適式な教示〕 手続開始書面、これと同等の書面若しくは裁判所の弁論への呼出状、又はこれらの書面若しくは呼出状とともに送達される注意書において、明確に、以下のことを指摘しなければならない。

a) 債権を争うための手続法上の要件；特に、債権を書面で争うことができる期間、乃至、それらがあれば、裁判所の弁論の期日、回答が向けられるべき又はその面前に出頭されるべき機関の名称及び住所、並びに、弁護士による代理が定められているか否かに関する情報

b) 省 略

第18条〔最低限の要求を定めた規定の不遵守の治癒〕① 発布加盟国における手続が第13条乃至第17条において定められた手続上の要件を満たしていなくとも、以下の場合には、手続上の瑕疵の治癒とヨーロッパ執行名義としての裁判の証明が可能である。

a) 省 略

b) 債務者が、裁判に対する期間の定めのない再審査を含む不服申立ての可能性を有し、かつ、当該裁判において又はそれとの関連において、適式に、不服申立てがなされるべき機関の名称と住所、及び、もしあればそのための期間を含む、そのような不服申立てのための手続法上の要件について教示を受け、かつ、

c) 省 略

- (16) 不服を申し立てるべき裁判所の住所の教示の欠落とヨーロッパ執行名義としての証明の可否（EU司裁判所2018年2月28日判決—Collect Inkasso OÜ, Case C-289/17, ECLI:EU:C:2018:133³⁰⁾

【判 旨】

EU執行名義規則17条a・18条bは以下のように解釈される。債務者が、その回答を向けるべき、その面前に出頭すべき、または、場合によっては、その裁判に対す

30 本判決の判例研究として、Deshayes, IWRZ 2018, 175.

る不服申立てをすることができる裁判所の住所に関する教示を受けないままに下された裁判所の裁判は、ヨーロッパ執行名義としての証明を受けることができない。

【事実の概要】

第1事件は原告1社と被告3名、第2事件と第3事件はそれぞれ原告1社と被告1名という事件であるが、各々の原告・被告間の事実関係はすべて類似しているの
で、第1事件の原告とある被告1名の間の事件のみ取り上げる。

2008年1月4日、エストニア法人である債権取立会社C社は、タルトゥ（エストニア）第1審裁判所に、O氏に対する債権の取立てのために略式督促手続の申立てをした。その申立書と発布された督促決定および異議申立書の書式は、O氏に、2008年1月30日に、署名を得つつその妹に交付することによって送達された。O氏は異議を申し立てなかったため、同裁判所は当該債権に関して執行決定を発布した。この執行決定はO氏自身に送達され、確定した。

2016年6月7日、C社は、タルトゥ第1審裁判所に、上記の執行決定に関するヨーロッパ執行名義としての証明を求める申立てを行った。2016年8月16日、同裁判所は、手続開始書面中でも執行決定中でも、債務者に対し、回答が向けられるべき若しくはその面前に出頭されるべき、又はそこで当該決定に対する不服申立てを行いうる機関の住所が告知されていないことを確認して、この申立てを却下した。2016年10月5日に、C社はこの決定に対して異議を申し立てた。タルトゥ第1審裁判所は、EU執行名義規則17条a・18条bの解釈に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

【解説】

EU執行名義規則によると、ある加盟国の国内法による執行名義は、当該執行名義成立国においてヨーロッパ執行名義としての証明を受ければ、他の加盟国において執行宣言手続を経ることなく、そこで成立した執行名義と同様に執行することができる。ただし、その証明を受けるには、当該債権が争いのないものであるほか、一定の要件を満たしている必要がある。そして、同規則3条1項bは、債務者が、債務について、裁判手続において原裁判の成立した加盟国の手続規定に従って異議を申し出なかったときには、当該債権には争いがないものと見做すとしているが、その前提として、同規則17条aは、原裁判を争う機会を保障するために、原裁判の成立した裁判手続の開始書面等において一定の事項を指摘されていなければならないとしている。また、この点について瑕疵があっても、同規則18条bは、原裁判中でその点についての教示があれば、それは治癒されるとしている。そして、その一

定の事項の1つとして、そこに当該の原裁判に対する不服申立てがなされるべき機関の名称と住所がある。ところが、基本事件では、その機関（裁判所）の名称はあげられているが、住所はあげられていなかった。もっとも、住所は公になっているものであるため、名称を知っている者には容易に知ることができるものであった。そこで、付託裁判所は、そのような軽微な瑕疵であれば、ヨーロッパ執行名義としての証明の妨げにならないのではないかと疑念を抱いたのであるが、本判決はそれを否定したものである。

本判決はまず、EU執行名義規則17条a・18条bの明文の文言上、裁判所の住所の教示も要求されていることを指摘した後、先例（Judgment of 9 March 2017, *Zulfikarpašić*, C-484/15, EU:C:2017:199, para. 48³¹⁾）を引用しつつ、ヨーロッパ執行名義としての証明のための最低限の要求を定めた規定は、執行国ではこの点に関するコントロールがなされないとの原則に鑑みて、原裁判の成立した裁判手続が原裁判国において十分な防御権の保障の下に行われるようにとの立法者の配慮の現れであるとする（本判決理由第38節・第39節）。そして、さらに別個の先例（Judgment of 16 June 2016, *Peblos Servizi*, C-511/14, EU:C:2016:44, para. 44³²⁾）を引用しつつ、裁判所の名称・住所を含むその最低限の要求は、債務者が適時に、かつ、防御のための措置を講じうるような方法で、自己に対して手続が開始されたこと、債権を争おうとするならばそれに積極的に関与する必要があること、そうしないことの効果を教示されることを確保するためのものであることを指摘し（本判決理由第37節）、判旨のように結論付ける。

2 EU督促手続規則／EU送達規則

EU督促手続規則第20条〔例外的場合における再審理〕① 第16条第2項にあげられた期間の経過後、以下の場合に、相手方は発布加盟国の管轄裁判所にヨーロッパ支払命令の再審理を求める権限を有する。ただし、以下の各場合において、相手方は遅滞なく行動することが前提とされる。

a) i) 支払命令が第14条にあげられた方式で送達され、かつ

31 この判決については、野村・前掲注(7) 239頁以下参照。

32 この判決については、前注(20) 掲記「概観(2016年)」に(16)事件として、簡単な紹介がある。

- ii) その送達が相手方の有責性なく、相手方が防御のための措置をとりうるような適時の時になされなかった場合、又は
 - b) 相手方が、不可抗力又はその有責性のない異常な事情のために、故障を申し立てることができなかった場合
- ② 更に、ヨーロッパ支払命令が発布されたのが、本規則で確定された要件に即して見ると若しくはその他の異常な事情のために明らかに不当であったときは、第16条第2項にあげられた期間の経過後、相手方は発布加盟国の管轄裁判所にヨーロッパ支払命令の再審理を求める権限を有する。
- ③ 裁判所が相手方の申立てを、第1項及び第2項による再審理の要件がいずれも存在しないとの理由で棄却するときは、ヨーロッパ支払命令は有効なままである。

裁判所が、再審理は第1項及び第2項にあげられた理由の1によって正当であると判断するときは、ヨーロッパ支払命令は無効と宣言される。

EU送達規則第8条〔文書の受取拒絶〕① 受託機関は、受取人に対して付属書類Ⅱの定型書式を使用して、送達される文書が以下の言語で記載されていない場合、又は以下の言語の翻訳が付されていない場合、送達の際に送達文書の受取りを拒絶できること、又は1週間以内に文書を受託機関に送り返すことができる旨を通知する。

- a) 受取人が理解できる言語、又は
- b) 受託加盟国の公用語、又は受託加盟国に複数の公用語が存在するときは、送達がなされる地の公用語又は公用語の1つ

②～⑤ 省 略

- (17) 相手方の理解できる言語で作成されておらず、翻訳も添付されていないヨーロッパ支払命令の送達と債務者の救済手段（EU司裁判所2018年9月6日判決—*Catlin Europe*, Case C-21/17, ECLI:EU:C:2018:133³³）

【判 旨】

EU督促手続規則とEU送達規則は以下のように解釈される。EU送達規則8条1項が要求するように、ヨーロッパ支払命令に付されたその発布を求める申立書が相手方に理解できると認めうるような言語で作成されていた、または、そのような言語

33 本判決の判例研究ないし本判決を契機とする論文として、Ulrici, *EuZW* 2018, 1004; Szejcki, *EWS* 2019, 113; Kreutz, *Rpfleger* 2019, 439.

での翻訳が付されていたということのないまま、当該ヨーロッパ支払命令が相手方に送達されるときは、相手方は、適式に、送達規則の付属書類Ⅱの定型書式によって、問題の文書の受取りを拒絶できる旨を通知されなければならない。

この形式が遵守されていない場合、当該手続は、EU送達規則の規定に従って、当該の者に、その規則の付属書類Ⅱの定型書式を伝達することによって補正される。

この場合、ヨーロッパ支払命令とその発布を求める申立書をまとめてする送達にまつわる手続的瑕疵のために、この支払命令は執行しえないこととなり、相手方のための故障期間は進行を開始せず、その結果、EU督促手続規則20条は適用しえないこととなる。

【事実の概要】

チェコ法人であるOK社は、オーストリアに本拠を有するCI社（ケルン〔ドイツ〕に本拠のあるCE社はその承継人）を相手取り、プラハ（チェコ）西部地区裁判所にヨーロッパ支払命令の発布を求める申立てを行ったところ、同裁判所は、2012年8月1日に、この申立てを容れてヨーロッパ支払命令を発布した。この支払命令は2012年8月3日にCE社に送達され、同年9月3日に執行力を生じた。EU督促手続規則の定める故障期間経過後である2012年12月21日に、CE社は、同規則20条2項による支払命令の再審査の申立てを行い、支払命令もそれに添付された申立書もチェコ語で作成されており、それらにはドイツ語の翻訳の添付もなかったにもかかわらず、送達書類の受取拒絶権の教示を受けていない旨のEU送達規則8条1項違反を主張した。このような手続的瑕疵は、同規則20条2項の異常な事情に該当するというのである。第1審も第2審もこの申立てを却下したが、チェコ最高裁は、CE社の主張に係る問題点をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

EU督促手続は、各加盟国のそれに相当する手続とは別個の、それと並ぶ独自の督促手続であり、手続の一段階性を特徴とする。すなわち、そこでは発布されたヨーロッパ支払命令に対する無条件の不服申立ての機会は1回しか与えられておらず、所定の故障期間内にその申立てがなければ、当該支払命令には執行力が生ずる。ただし、例外的場合にはその再審理が認められるとされ、特に、その発布が異常な事情のために明らかに不当と認められるときには再審理の事由がある（EU督促手続規則20条2項）。また、ヨーロッパ支払命令やその申立書の送達に関しては、EU督促手続規則に方式に関する規定（同規則13条・14条）があるほかは、EU送達規

則によるとされている（同規則27条）³⁴。そして、前者の規則には、後者の規則に定められているような送達に際して用いるべき定型書式に関する特別な規定は存在しない。そこで、ヨーロッパ支払命令の送達に際して、その書式に関する規定違反がある場合に債務者はどのように救済されることになるのかが問題となり、言語に関わる規定違反について、この点に答えたのが本判決である。

判旨第1段落は、ヨーロッパ支払命令の送達の際にも所定の定型書式による受取拒絶の可能性の教示が必要な旨を明らかにしている。その前提としてまず、本判決は、受取人が理解できない言語によって作成されており、翻訳も添付されていない文書の受取拒絶は受取人の権利であり、その権利は、防御権の保護の必要性に由来することを指摘する（本判決理由第32節・第33節）。そして、先例（Judgment of 2 March 2017, Henderson, C-354/15, EU:C:2017:157, para. 52³⁵）を引用しつつ、防御権の保障のためには、受取人が実際に文書を入手するだけでは不十分であり、受取人が防御を準備し、転達国の裁判所でその権利を効果的に行使できるような方法で、実際かつ完全に、外国でその者に対して開始された手続の意味と重大性を知って、理解することができなければならないとする。そのために、拒絶権のみならず、定型書式を用いての教示の制度が設けられているのであり、受託機関は定型書式によって受取拒絶権を教示する義務を負っている（本判決理由第34節～第36節・第38節）。次に本判決は、ヨーロッパ支払命令は申立書とともに相手方に送達されるべきとされているから（EU督促手続規則12条2項）、EU送達規則8条1項は支払命令の送達にも申立書の送達にも適用になり、したがって、双方の書面に関して、受取人が理解できる言語で作成されているか、翻訳の添付が必要であり、そのために、送達は受取拒絶権に関する教示を記載した定型書式とともになされなければならないとされているという（本判決理由第42節・第43節）。そして、EU督促手続は片面的な手続であるから、相手方は支払命令の送達の段階で初めて申立ての存在と内容とを知る可能性を有することになるので、その送達は極めて重要である旨を指摘する（本判決理由第44節・第45節）。

このように受取拒絶の可能性の教示が必要であるが、本判決は、再び先の先例（Judgment of 2 March 2017, Henderson, C-354/15, EU:C:2017:157, para. 57）に依りつつ、だからといって、この点に関する瑕疵が直ちに送達書類や送達手続の無効を

34 EU督促手続の詳細については、野村秀敏「EC督促手続規則」野村＝安達編著・前掲注（8）33頁以下参照。

35 この判決については、野村・前掲注（7）243頁以下（2019年）参照。

来すものではないとする。すなわち、そのような結果は、加盟国間の民商事事件における文書の転達の直接、迅速かつ効果的な方式を定めようとのEU送達規則の目標と調和しないからである。そこで、そのような瑕疵の治癒の可能性を指摘して（本判決理由第49節・第50節）、判旨第2段落のように述べる。

最後に本判決は、ヨーロッパ支払命令は、適式な送達が行われなかった場合には執行力を生ぜず、故障期間は相手方のために進行を開始しないとした先例（Judgment of 4 September 2014, *eco cosmetics and Raiffeisenbank St. Georgen*, C-119/13 and C-120/13, EU:C:2014:2144, paras. 41 to 43 and 48）を引用して（本判決理由第53節）、判旨第3点のように結論付ける。すなわち、ここでは再審理の申立てという非常の救済手段ではなく、なお故障申立てという通常の不服申立手段によることができるというのである。

3 EU少額事件手続規則

第2条〔適用範囲〕① 本規則は、裁判権の種類にかかわらず、民事及び商事事件において、第3条の意味における国境を越える法律事件について適用される。ただし、訴えの訴額が、利息、費用及び経費を除いて、管轄裁判所に受理された時点において5000ユーロを超えない場合に限る。本規則は、特に租税事件及び関税事件並びに行政法上の事件又は主権の行使の枠内における作為若しくは不作為に関する国家の責任（主権的行為）には適用されない。

② 省 略

第3条〔国境を越える法律事件〕① 本規則の意味における国境を越える法律事件は、少なくとも当事者の一方が提訴を受けた裁判所の加盟国以外の加盟国に住所又は常居所を有するときに存在する。

②③ 省 略

(18) EU少額事件手続規則の対象となる国境を越える法律事件との性格の有無（EU司裁判所2018年11月22日判決—ZSE Energia, Case C-627/17, ECLI:EU:C:2018:941）

【判 旨】

① EU少額事件手続規則3条1項は以下のように解釈される。「当事者」の概念は基本手続の訴える当事者と訴えられた当事者のみを含む。

② EU少額事件手続規則2条1項・3条1項は以下のように解釈される。訴える

当事者と訴えられた当事者が、提訴を受けた裁判所の所在地でもある加盟国に住所または常居所を有する訴訟は、本規則の適用範囲に入らない。

【事実の概要】

ブラティスラヴァ（スロヴァキア）に本拠を有するZ社は、ドゥナイスカー・ストレダ（スロヴァキア）地区裁判所に、EU少額事件手続により、遅延損害金を含めて423ユーロ余の支払を求める訴えを提起した。同社は、このために、EU少額事件手続規則付属書類Ⅰの定型書式Aを使用した。そこには、同社が原告1としてあげられていた。また、この定型書式には、チェコに営業所のあるZCZ社が原告2としてあげられていたが、当該訴状中では、ZCZ社は、手数料と引換えにZ社の一定の債権の管理と取立てを行う旨をZ社と合意し、その債権の中には、ヴォイカ・ナドゥ・ドゥナンヨム（スロヴァキア）に住所のあるRGに対する債権も含まれていた。原告2は、訴状の添付書面中で、上記裁判所に、上記訴訟に補助参加人として参加する旨を告知した。同裁判所は、上記規則付属書類Ⅱの定型書式Bによって、原告1と2に、次のように指摘しつつ、定型書式Aの訂正を求めた。すなわち、本件訴状には2社の原告があげられているが、定型書式には、債権は原告1に対してのみ支払われるべきとされている。原告2は本来の原告ではないので、原告1のみを訴状中にあげるか、被告はどの債権を原告2に支払わなければならないのかを補足するように求める。この求めに応じて、Z社は、Z社だけを原告とし、ZCZ社を「補助参加人」と訂正した。そこで、上記裁判所は、本件事案がEU少額事件手続規則の適用を受ける国境を越える性格を有するかに疑問を抱き、その点に関わる問題をEU司法裁判所に付託した。

【解説】

EU少額事件手続は、各加盟国のそれに相当する手続とは別個の、それと並ぶ独自の少額³⁶債権の取立てのための略式訴訟手続であり、本判決はその適用要件である事案の「国境を越える性格」の判断基準である「当事者」の意義を明らかにし、基本事件はその要件を満たしていない旨を判示したものである。

36 EU少額事件手続規則は、以下の規則によって2015年に改正を受けており、少額の基準は、従来の2000ユーロから5000ユーロを上回らない債権と改められた（本件の基本事件は旧規則の適用される事件である）。Regulation (EU) 2015/2421 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2015 amending Regulation (EC) No 861/2007 establishing a European Small Claims Procedure and Regulation (EC) No 1896/2006 creating a European order for payment procedure, OJ L 341, 24.12.2015, p. 1–13.

「当事者」の意義の問題との関連で、本判決はまず、EU法上の概念は自律的、統一的に解釈されなければならない旨、その規定の文言が各加盟国の条文テキスト上で相異なっているときは、当該規定はそれがその一部である規律の一般的な体系と目的とに照らして解釈されるべきことを指摘する（本判決理由第22節～第25節）。その上で、EU少額事件手続規則は訴える当事者と訴えられた当事者の権利・義務のみを規律していて、その他の訴訟関係人については関係がないとし、したがって、補助参加人の当該手続への関与に関しては規律外であると結論する（本判決理由第26節・第27節）。そして、このような評価は、国境を越える少額の紛争を簡易、迅速かつ低廉に解決しようとのEU少額事件手続規則の目標にも沿うという。なぜなら、補助参加人のような第三者が手続に関与することになれば、この目標は実現されないことになるからである（本判決理由第28節）。

他方、原告・被告・受訴裁判所の三者が同一加盟国に所在する事案に国境を越える性格を認めえないことに関しては、EU少額事件手続規則2条1項と3条1項の文言を指摘すれば十分であるとする。そして、EU少額事件手続は、各加盟国の対応した手続と並ぶ追加的な選択肢に過ぎないから、その利用が否定されても、原告にはその国内法による手続を利用する余地が残されている旨を指摘する（本判決理由第32節・第34節）。

4 EU倒産手続規則

第3条〔国際管轄〕① 倒産手続の開始については、その領域内に債務者が主たる利益の中心を有する加盟国の裁判所が管轄する（以下、「主倒産手続」）。主たる利益の中心とは、債務者が通常その利益の管理に専心しており、第三者にとって確認可能な地である。

会社又は法人の場合、反対事実が証明されるまでは、その主たる利益の中心は、その本拠であると推定される。この推定は、その本拠が倒産手続の開始申立前3月の期間内に他の加盟国に移転されていない場合にのみ適用される。

独立した営業活動又は自由業を行う自然人の場合、反対事実が証明されるまでは、その主たる利益の中心はその主たる事務所であると推定される。この推定は、自然人の主たる事務所が倒産手続の開始申立前3月の期間内に他の加盟国に移転されていない場合にのみ適用される。

その他のすべての自然人の場合、反対事実が証明されるまでは、その主たる利益の中心はその常居所であると推定される。この推定は、常居所が倒産手続の開始申立前3月の期間内に他の加盟国に移転されていない場合にのみ適用される。

②③ 省 略

(19) 倒産手続開始国裁判所の否認訴訟の国際裁判管轄の専属性（EU司裁判所2018年11月14日判決—Wiemer & Trachte, Case C-296/17, ECLI:EU:C:2018:902³⁷⁾

【判 旨】

2000年EU倒産手続規則3条1項は以下のように解釈される。他の加盟国に本拠または住所を有する被告に対する倒産否認訴訟に関する、その領域内で倒産手続が開始された加盟国の裁判所の管轄は、専属管轄である。

【事実の概要】

WT社はドルトムント（ドイツ）に本拠を有する有限責任会社であり、そのブルガリアの営業所が、ソフィア（ブルガリア）市裁判所の2004年5月10日の決定によって、商業登記簿に記入された。ドルトムント区裁判所は、2007年4月3日の決定によって、WT社に対する倒産手続開始の枠内において仮管財人を選任し、WT社の処分はその同意を得てのみ有効であるとした。この第1決定は同月4日にドイツの商業登記簿に記入された。2007年5月21日に発せられ、同月24日に登記簿に記入された第2決定により、同裁判所はWT社に一般的な処分禁止の措置を課した。2007年7月1日の第3決定によって、WT社の財産に対して倒産手続が開始され、その決定は同月5日に登記簿に記入された。他方、2007年4月18日と20日に、WT社のブルガリア営業所の業務執行者は、O銀行のWT社の口座から、旅費と実費前払いとして、2000ユーロ余と4000ユーロをT氏の口座に送金した。そこで、WT社はソフィア市裁判所にT氏に対する訴えを提起し、送金は倒産手続開始後になされているから無効であると主張して、上記金額に法定利率による損害金を付して倒産財団に返還すべきことを求めた。これに対し、T氏はソフィア市裁判所の無管轄と前払

37 本判決の判例研究として、Schmidt, ZInsO 2018, 2629; Brinkmann/Kleindick, EWiR 2019, 19; Rübbeck, DZWIR 2019, 63; Fucks, NZI 2019, 136; Mankowski, NZI 2019, 996. 本件事案で問題となっている2000年（施行は2002年）EU倒産手続規則18条2項・25条1項は、2015年（施行は2017年）改訂EU倒産手続規則では21条2項・32条1項となっているが、それらの間に内容的な変更はない。これら以外の条文に関しては、本文【解説】参照。

金は2007年4月25日に既に返還した旨を主張した。

ソフィア市裁判所と控訴裁判所は無管轄の抗弁を却下した。2013年1月28日の決定により、ブルガリア破毀院は控訴裁判所の決定に対する破毀抗告を不適法却下し、当該決定は確定した。そこで、ソフィア市裁判所はWT社の請求を認容したが、控訴裁判所は、2016年7月26日に、その判決を取り消して請求を棄却した。この判決に対してWT社が破毀抗告を提起したところ、破毀院は倒産手続開始国法の倒産否認訴訟の国際管轄は専属的であるかの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

EU倒産手続規則3条1項は、債務者の主たる利益の中心がある加盟国の裁判所に、当該債務者の財産の主倒産手続についての専属管轄を認めている。また、その裁判所は、当該手続に直接由来し、それと密接な関連性を有する訴訟の管轄権を有し、倒産否認訴訟はそのような訴訟の一種であると理解されている（Judgment of 12 February 2009, Seagan, C-339/07, EU:C:2009:83, paras. 21 and 28）。本件事案で口座へ送金された金銭の返還請求は本来の意味の否認権に基づいてなされているのではなく、その送金が仮倒産管財人の権限に触れるとの理由でなされているが、ここでは、そのような返還請求訴訟も否認訴訟の一種であるとの理解で議論が進められているようである。そして、倒産手続開始国裁判所の（そのような意味の否認訴訟を含めた）否認訴訟の国際裁判管轄の専属性が問われており、本判決はこの点を肯定したものである。

本判決はまず、ブリュッセルI規則とEU倒産手続規則の客観的な適用範囲については、消極的抵触も積極的抵触もないように解釈しなければならないとした上で（本判決理由第29節）、上記のように、倒産手続規則は、否認訴訟はその適用範囲に入るとして解釈され、他方、被告の本拠の加盟国の裁判所に否認訴訟の裁判管轄を割り当てる旨の規定を含まない旨を指摘する（本判決理由第31節・第32節）。そうすると、倒産手続開始国の加盟国の裁判所の管轄は専属的ということになるが、そのようにして、（否認訴訟を含めて）倒産に由来するすべての訴訟を債務者の主たる利益の中心の裁判所にまとめることは倒産手続の効率性と迅速性の改善という倒産手続規則の目的にも合致するという。また、当事者が、財産目的物または紛争をある加盟国から他の加盟国に移動させることにより、よりよい法的地位を取得しようとすることは阻止されなければならないが、専属管轄はこのことにも資する（本判決理由第33節～第36節）。さらに、従倒産手続の管財人は、当該手続開始国以外の加盟国において否認訴訟を提起できるとしているEU倒産手続規則18条2項は、

このような解釈の妨げとならないと付言する。なぜなら、この規定の根拠は、従手続の管財人の権限がその手続開始国の領域に限定されるために、当該の目的物が従手続の開始後に他の加盟国に持ち出された場合、従手続の限定された倒産財団を増殖させるために他の加盟国の裁判所で否認訴訟を提起できることを明文で規定する必要がある点にあるからである（本判決理由第38節～第41節）。そして、倒産手続に付随する裁判が倒産手続の開始裁判所以外の裁判所によって行われた場合も含めて、承認の効果を付随的裁判に拡張している倒産手続規則25条1項に関しても、同様であるとする。当該規定は、手続を開始した裁判所が属する加盟国の別の裁判所の裁判に関しても、EU全域で承認されることを保証しているに過ぎないからである（本判決理由第41節・第42節）。

本件事案では2002年EU倒産手続規則が適用されているが、本判決当時、既に2015年改訂EU倒産手続規則が（2015年1月10日以降に開始された倒産手続に）適用開始となっていた。本件事案で問題となっている2002年規則3条1項は、2015年規則3条1項第1段落1文・第2段落1文となっている。また、2015年規則6条1項は、従来の判例理論を明文化して、「その領域で3条によって倒産手続の開始された加盟国の裁判所は、たとえば否認訴訟のような、倒産手続に直接由来し、それと密接な関連性を有するすべての訴訟について管轄する。」とし、同条2項は、「1項の訴えが同一の被告に対する他の民事又は商事法上の訴えと関連するときは、管財人は双方の訴えを、その領域内に被告が住所を有する加盟国内の裁判所に……提起することができる。ただし、当該裁判所がブリュッセルIa規則により管轄権を有することを前提とする。」との規定を設けている。そして、これらから、改訂規則の下でも、6条1項の否認訴訟の管轄は専属的なものと理解されている。なぜなら、そうでなければ、6条2項は不要な規定となってしまうからである³⁸。

第18条〔係属中の訴訟及び仲裁手続に対する影響〕 倒産財団の一部である目的物又は権利に関する係属中の訴訟又は係属中の仲裁手続に対する倒産手続の影響については、訴訟が係属し、又は仲裁廷が所在する加盟国の法が、専ら適用になる。

38 Schmidt, a.a.O.(Fn.37), S.2631; Brinkmann/Kleindick, a.a.O.(Fn.36), S.20.

(20) 倒産手続開始の係属中の倒産財団に対する支払請求訴訟への影響を定める準拠法（EU司法裁判所2018年6月6日判決—Tarragó da Silveria, Case C-250/17, ECLI:EU:C:2018:398³⁹）

【判 旨】

2002年EU倒産手続規則15条は以下のように解釈される。同条は、債務者が他の加盟国の裁判所で開始された手続において支払不能を宣告され、その支払不能宣言が債務者の全財産を包括するときは、役務提供契約を理由として負担された金銭の支払と、この支払義務の不履行についての補償を債務者に命ずることが問題となっている、ある加盟国の裁判所に係属する訴訟に適用になる。

【事実の概要】

ロンドン（イギリス）に住所のあるT氏は、2008年7月25日、リスボン（ポルトガル）地区裁判所で、ルクセンブルクに本拠のあるE社に対して、役務提供契約に基づく債権の取立てのための手続を開始した。この手続の係属中の2014年10月10日に、ルクセンブルク地区裁判所は、E社に対して支払不能を宣告した。したがって、この時点から、同裁判所によって任命されたルクセンブルクの財団管財人によって代表されたE社の倒産財団がこの手続における被告となった。リスボン地区裁判所は、2015年6月1日の決定で、ルクセンブルクにおける倒産手続の開始により、EU倒産手続規則15条が適用されるとの見解を前提にして、ポルトガル法の規定によって当該訴訟には判決の必要がなくなり終了した旨の宣言を行った。第2審も同様の立場をとったので、T氏はポルトガル最高裁に上訴し、金銭的義務が問題となる訴訟には15条ではなく、上記規則4条が適用になり、それにより適用される倒産手続開始国法のルクセンブルク法は、訴訟終了を規定していない旨を主張した。ポルトガル最高裁は、第1審、第2審の立場とT氏の立場のいずれが正しいかの問題をEU司法裁判所に付託した。

【解 説】

EU倒産手続規則15条によると、倒産財団に関する訴訟手続に対する倒産手続の影響に関しては、当該訴訟手続の係属する加盟国の法によるとされている。そして、

39 本判決の判例研究として、Swierczok/Dittmann, EWiR 2018, 465; Mankowski, NZI 2018, 615; Schmidt, ZInsO 2018, 1832. なお、本件事案で問題となっている2000年（施行は2002年）倒産手続規則4条1項・2項f, 15条・16条1項・20条1項は2015年（施行は2017年）改訂倒産手続規則では7条1項・2項f, 18条・19条1項・23条1項となっているが、それらの間にここでの叙述に影響を及ぼすような内容的な変更はない。

その倒産財団に関する訴訟手続とは、上記規則のドイツ語の正文によると「倒産財団の目的物または権利」(einen Gegenstand oder ein Recht der Masse)」に関する訴訟手続とされており、スペイン語等の正文も同様である。これに対し、英語の正文では「債務者が取り上げられた資産または権利 (an asset or a right of which the debtor has been divested)」に関する訴訟手続となっており、フランス語等の正文も同様である。前者によると、文言上は、倒産財団に対する(特定の目的物なり権利と直接的な繋がりを有しない)金銭債権に関する訴訟手続は15条に含まれないのに対し、後者によると含まれるようにも見える。第1審や第2審は後者の立場をとったのに対し、T氏は前者の立場を主張した(これによると、倒産手続開始の効果は開始国法によるとの一般原則を定める上記規則4条が適用になる)。本判決は、後者の立場を是としたものである。

本判決は文言が一義的でないから、上記規則15条の解釈のためには、その周辺事情や目標を考慮しなければならないとし、まず周辺事情に関して、係属中の訴訟と個々の債権者のその他の権利追及措置を区別しているEU倒産手続規則4条2項f(後者に対する倒産手続開始の影響を、前者と区別して、開始国法によるとする。)を指摘する。すなわち、後者の規定からは、係属中の手続が特定の目的物なり特定の権利に関連していなければならないということは読み取りえないというのである。係属中の訴訟という一般的な概念は、むしろ、係属中の訴訟は(「特定の」ではなく)一般的に目的物なり権利に関連していればよいということの確認となる(本判決理由第24節)。また、ある加盟国において開始された倒産手続の承認義務(上記規則16条は、管轄権のある加盟国の裁判所によって開始された倒産手続は、他の加盟国において自動的に承認されるとする。)からは、「財団の目的物または権利」という文言でもって、特定の目的物なり権利のみならず、それとしての倒産財団が意図されているということになると指摘する(本判決理由第25節)。

他方、EU倒産手続規則の目標に関しては、効率性を重視している。すなわち、係属する訴訟を扱っている裁判所が、外国で開始された倒産手続の当該訴訟への影響を倒産手続開始国法という外国の法律に従って判断しなければならないとするならば、そのことは当該債権に関する裁判を遅延させることになるであろうし、場合によっては、債権者にとって、その債権を倒産手続の枠内において適時に財団債権として行使することの障害にもなりうるから、そうであってはならないと指摘する(本判決理由第26節・第27節)。

また、本判決は、傍論として、EU倒産手続規則15条は、執行手続には関係ない

旨を指摘する。それが適用になるとすることは、倒産手続開始後に強制執行によって、他の加盟国に所在する財団の目的物から債権の満足を得た者は、利得を管財人に返還しなければならないとする上記規則20条1項に矛盾するし、債権者平等の原則を危くするからである（本判決理由第29節～第32節）。